

文教福祉委員会

令和7年11月11日

1 報告事項

【子ども部】

- (1) 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度）報告書
【資料】

- (2) 児童福祉法等の一部改正に基づく保育施設等基準の変更について 【資料】

- (3) 千代田区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要について 【資料】

- (4) 病児保育事業について 【資料】

- (5) 千代田区立子ども発達センターにおける個人情報の漏えいについて 【資料】

- (6)（仮称）四番町公共施設新築工事について 【資料】

- (7) 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備について 【資料】

- (8) 令和7年 特別区人事委員会勧告について 【資料】

【保健福祉部】

- (1) 障害者総合支援法の一部改正に伴う規定整備について 【資料】

- (2) デジタル障害者手帳「ミライロID」の導入について 【資料】

- (3) 障害者の新たな就労機会創出事業について 【資料】

- (4) 電子母子（親子）健康手帳の試行導入について 【資料】

2 その他

令和7年度 教育に関する事務の管理 及び執行の状況の点検 及び評価 (令和6年度分) 報告書

教育委員会資料 I
令和7年11月11日

令和7年10月
千代田区教育委員会

令和7年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価(令和6年度分)報告書

目 次

1	はじめに	1
2	点検評価の対象及び実施方法	2
3	有識者意見	17
4	各事業についての評価及び今後の取組み	39
5	あとがき	44
参考	資料1 教育委員会の活動	45
	資料2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 実施要綱	55
	資料3 有識者会議資料（第1回）	58
	資料4 有識者会議資料（第2回）	78
	資料5 千代田区第4次基本構想	84
	資料6 千代田区子育て・教育ビジョン	86

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

1 はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

本報告書は、同法の規定に基づき、千代田区教育委員会が令和6年度の事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行ったものである。

本年度は、地方自治法第233条第5項に基づいて区が作成する「主要施策の成果」に掲載されているもののうちから選択した施策及び事業並びに、客観的な根拠に基づいた点検・評価を実施するため、定量的な指標を設けた項目に関する施策及び事業を点検及び評価の対象とした。

今回の点検・評価を踏まえ、より一層効果的で区民に信頼される教育行政を推進していく。

2 点検・評価の対象及び実施方法

(1) 点検・評価対象事業の選定

令和6年度主要施策の成果（令和7年9月発行）に掲載された教育委員会所管27事業の中で、社会経済情勢の変化を踏まえて今後の方向性を検討する必要がある代表的な事業について選定する。

また、令和7年度からは主要な事務事業に対して定量的な指標を設け、客観的な根拠に基づいたより効率的かつ効果的な点検及び評価を実施し、施策全体の取組みの効果検証や分析等を行う。

(2) 対象事業

ア 主要施策の成果から選定した事業

(ア) 子どもの遊び場確保の取組み

子どもの遊び場推進会議やアンケートの結果を踏まえ、子どもがいつでも、気軽に、自由な発想で、のびのびと遊べる環境整備に取り組んでいる。

【選定理由】一定の成果を得た本事業について、今後の目標設定や事業展開の方向性について点検・評価するため。

有識者会議資料（第1回）：本誌P58

(イ) おがちよ教育交流事業

世界自然遺産である小笠原での様々な体験を通して学習することで、豊かな人間性や環境への意識を高め、平和・文化を尊重する態度の育成を図った。

【選定理由】令和6年度に開始した本事業の実施内容及び派遣生徒に対する教育的効果について点検・評価するため。

有識者会議資料（第1回）：本誌P68

イ 定量的指標を用いての点検及び評価

(ア) 全国学力・学習状況調査の正答率

「千代田区立学校指導改善プラン」を各校で策定・実施した結果、調査結果は全国平均及び東京都平均を概ね上回る水準で推移しているが、学年進行に伴う学力の定着において、課題が見受けられる状況である。

【選定理由】教育の成果を測る拠り所として、全国学力・学習状況調査の正答率を確認する必要があるため。

(イ) 千代田区立学校の体力・運動能力調査における体力合計点平均値

子どもたちの基礎体力の向上を目指し、体育授業の充実や運動習慣の定着に向けた取組を推進しているが、思春期の体力低下や運動習慣の定着に課題が見受けられる状況である。

【選定理由】体育教育の成果を測る拠り所として、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点平均値を確認する必要があるため。

(ウ) 学級満足度尺度

個々の子どもに適した教育支援が求められる中、学校生活アンケートを実施することで、子どもたち一人一人の置かれている状況や心情等をより正確に把握し、いじめや個別の支援等について早期発見・早期対応を行っている。

【選定理由】児童・生徒一人一人についての理解とその対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握し、より良い学校生活環境を整備する必要があるため。

有識者会議資料（第2回）：本誌P78

(エ) 区立幼稚園定員充足率の向上

定員に満たない施設も出てきているため、預かり保育時間の拡充等を実施した成果を踏まえながら、あらゆる選択肢を視野に入れ、区民ニーズに応じた適切な施策を進める。

【選定理由】「第3期 千代田区子ども・子育て支援事業計画」にて定員充足率の向上を掲げており、今後認定こども園への移行も見据えた検討を行う必要があるため。

(オ) 学童クラブの定員超過数

学校内・児童館併設学童クラブの需要が高く、優先度の高い低学年の児童で定員のほとんどが埋まっている状況であるため、需要のニーズに答える施策を進める。

【選定理由】学童クラブの定員超過を解消し、学童クラブを必要とする全ての保護者の就労支援を図る必要があるため。

(3) 点検評価の実施方法

教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する「点検及び評価に関する有識者」の知見の活用を図りながら、教育委員会において点検評価を行う。その結果を取りまとめ、報告書を作成し、議会に提出するとともに、ホームページ等により区民に公表するものとする。

ア 点検及び評価に関する有識者 名簿

氏名	役職
上岡 学	武蔵野大学副学長
清水 哲也	元多摩市教育長
藤井 千恵子	元国士館大学体育学部こどもスポーツ教育学科教授
条原 淳子	日本女子大学家政学部児童学科特任教授
日永 龍彦	山梨大学大学教育・DX推進センター教授

イ 有識者会議の開催状況

	開催年月日・会場	概要
第1回	令和7年7月16日 会場：教育委員会室	<ol style="list-style-type: none">令和7年度 実施方針等の説明子どもの遊び場確保の取組み (旧九段中学校校庭・体育館及びグローバルキッズ飯田橋こども園の視察を含む)おがちよ教育交流事業その他
第2回	令和7年7月30日 会場：教育委員会室	<ol style="list-style-type: none">定量的指標を用いた項目について (1) 全国学力・学習状況調査の正答率 (2) 千代田区立学校の体力・運動能力調査における体力合計点平均値 (3) 学級満足度尺度 (4) 区立幼稚園定員充足率の向上 (5) 学童クラブの定員超過数その他

16 子どもの遊び場確保の取組み【拡充】

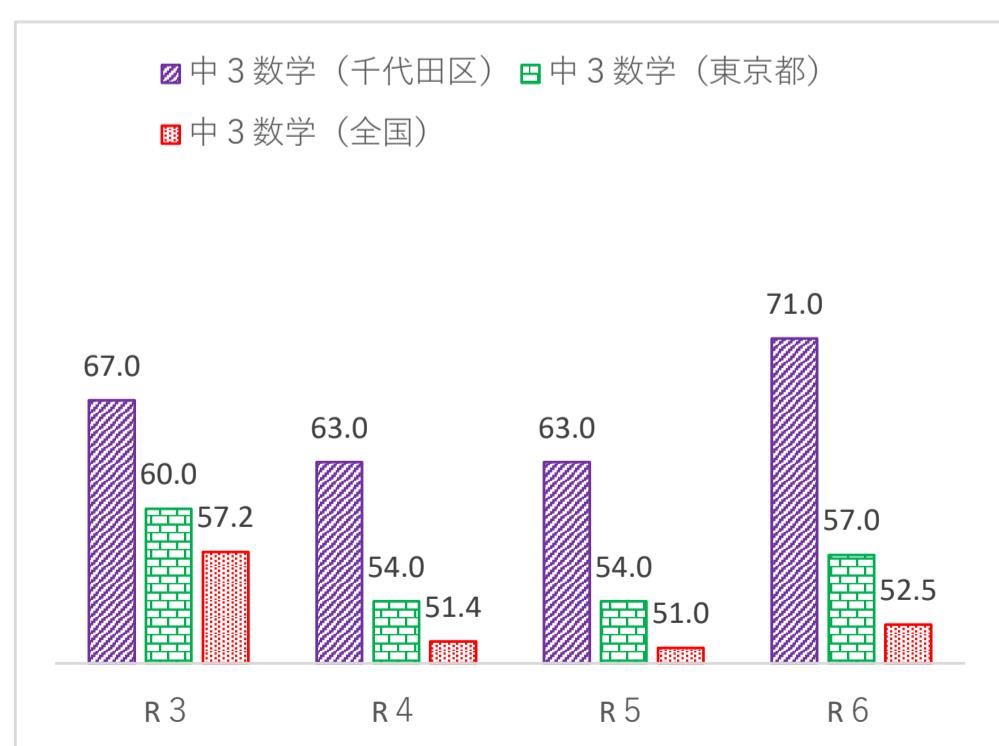
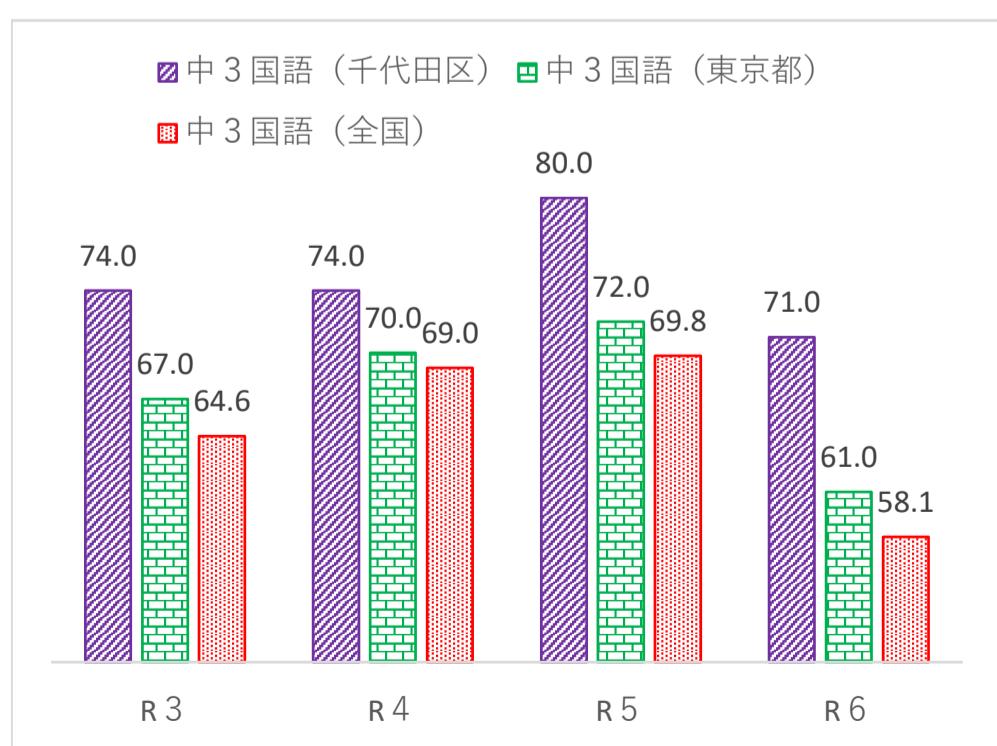
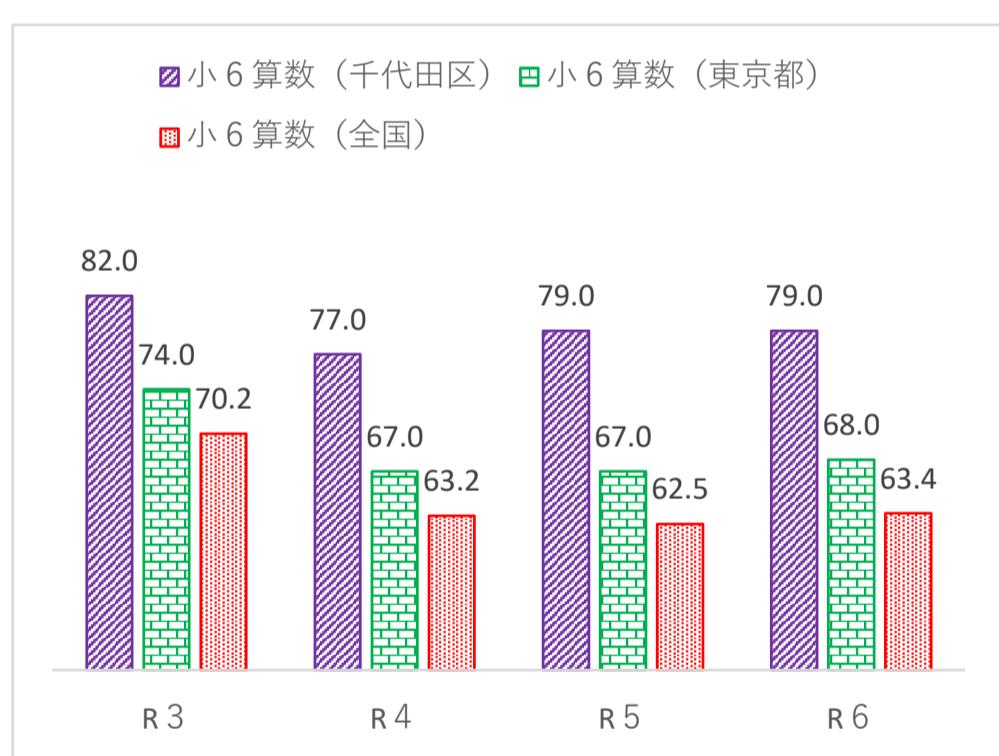
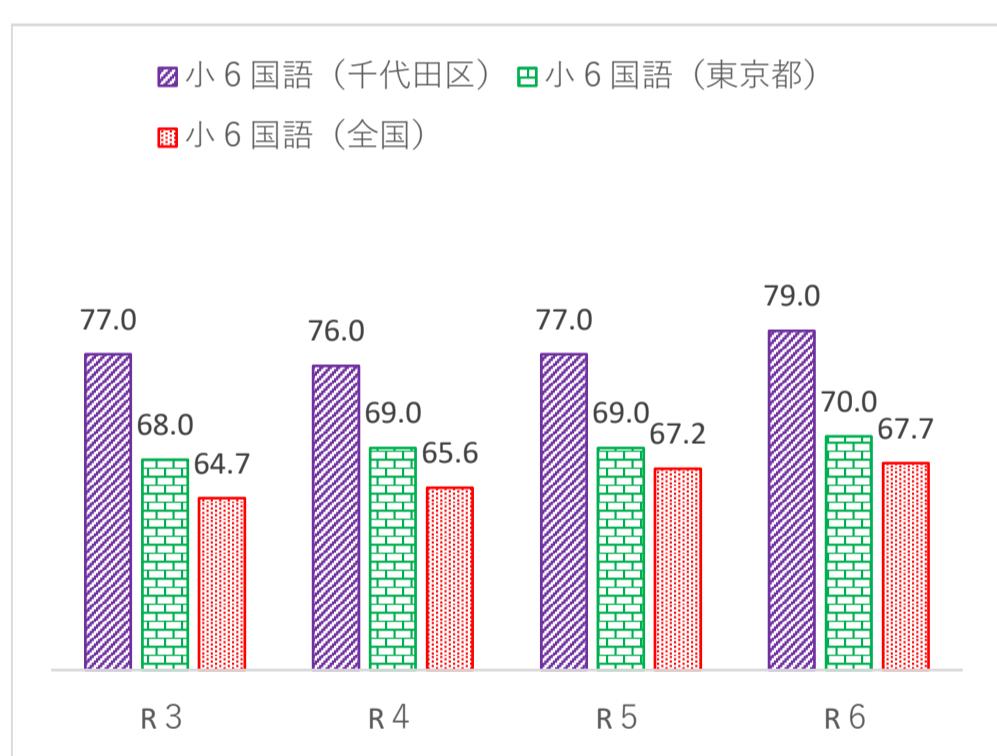
第4次基本構想のめざすべき姿等																																																	
多様なライフスタイルやライフステージに応じ、安心して子育てができます。																																																	
将来像に向けた方向性																																																	
子どもを安心して産み、育てることができるまちを実現する必要がある。																																																	
事業概要	内容 子どもの成長過程においては、外遊びが必要かつ重要です。区は、区が有する様々な資源を子どもの遊び場としても活用できるよう積極的に取り組んでいます。また、区立公園等においては運用方法を工夫するなど、子どもが自由に外で遊ぶことができる環境づくりに努めています。令和6年度は、新たな遊び場の確保や実施日時の拡大を図るなど、子どもの外遊び環境のさらなる充実に取り組んでいきます。																																																
事業費	予算現額 87,008,000円	決算額 79,590,260円	執行率 91.5%																																														
事業実績	<p>○令和6年度実績 (1) 新規遊び場の確保</p> <table border="1"> <tr> <td>実施場所</td><td>神田児童公園</td></tr> <tr> <td>実施日時</td><td>毎週火曜14時～16時</td></tr> <tr> <td>開始日</td><td>令和6年10月1日</td></tr> </table> <p>(2) 運営実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>実施回数</th><th>参加人数</th><th>場所</th><th>実施回数</th><th>参加人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外濠公園総合グラウンド</td><td>33回</td><td>542人</td><td>芳林公園</td><td>36回</td><td>463人</td></tr> <tr> <td>和泉公園</td><td>78回</td><td>1,368人</td><td>旧永田町小学校</td><td>36回</td><td>588人</td></tr> <tr> <td>東郷元帥記念公園下段部分</td><td>29回</td><td>1,430人</td><td>東京中華学校</td><td>34回</td><td>316人</td></tr> <tr> <td>小川広場フットサルコート</td><td>31回</td><td>520人</td><td>神田児童公園</td><td>22回</td><td>446人</td></tr> <tr> <td>旧今川中学校</td><td>30回</td><td>331人</td><td>ふじみこどもひろば</td><td>116回</td><td>3,107人</td></tr> <tr> <td colspan="3"></td><td>総計</td><td>445回</td><td>9,111人</td></tr> </tbody> </table> <p>※「ふじみこどもひろば」は、10時と16時30分の参加人数を合計して記載しています。 ※「ふじみこどもひろば」の一部は、保育園の代替園庭としても活用しています。</p>	実施場所	神田児童公園	実施日時	毎週火曜14時～16時	開始日	令和6年10月1日	場所	実施回数	参加人数	場所	実施回数	参加人数	外濠公園総合グラウンド	33回	542人	芳林公園	36回	463人	和泉公園	78回	1,368人	旧永田町小学校	36回	588人	東郷元帥記念公園下段部分	29回	1,430人	東京中華学校	34回	316人	小川広場フットサルコート	31回	520人	神田児童公園	22回	446人	旧今川中学校	30回	331人	ふじみこどもひろば	116回	3,107人				総計	445回	9,111人
実施場所	神田児童公園																																																
実施日時	毎週火曜14時～16時																																																
開始日	令和6年10月1日																																																
場所	実施回数	参加人数	場所	実施回数	参加人数																																												
外濠公園総合グラウンド	33回	542人	芳林公園	36回	463人																																												
和泉公園	78回	1,368人	旧永田町小学校	36回	588人																																												
東郷元帥記念公園下段部分	29回	1,430人	東京中華学校	34回	316人																																												
小川広場フットサルコート	31回	520人	神田児童公園	22回	446人																																												
旧今川中学校	30回	331人	ふじみこどもひろば	116回	3,107人																																												
			総計	445回	9,111人																																												
令和8年度までの予算評価の状況課題	<p>目標としていた小学校の区域ごとの遊び場の設置及び他部署による遊び場類似事業の展開を受け、遊び場の確保は一定の成果が得られましたが、夏に猛暑日が続く異常気象が常態化しつつある中、夏場の遊び場確保に取り組むなど、遊び場のさらなる充実を図る必要があります。</p> <p>令和7年度は、旧九段中学校の校庭・体育館を遊び場として使用できるようにするとともに、夏場でも子どもが安全に遊べるように、一部区立小学校の体育館を開放することで遊び場の充実を図ります。さらに、令和7年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の中での専門家の方々からの意見等を踏まえ、全庁的に遊び場事業のあり方について検討します。</p> <p>令和8年度は、令和7年度の検討内容を踏まえ、多様な子どもたちのニーズに寄り添った遊び場の確保をめざします。</p>																																																
所管課 子ども部 子育て推進課																																																	
決算参考書 148頁 R6予算の概要 79頁																																																	

2 おがちよ教育交流事業【新規】

第4次基本構想のめざすべき姿等					
すべての子どもたちの個性や意思が尊重され大切に育まれながら、すくすくと成長しています。					
将来像に向けた方向性					
多様な人々と関わり、未来を切り拓き、たくましく生きる人材を育んでいくことが必要である。					
事業概要	内容	令和5年8月に、区教育委員会と小笠原村教育委員会は、学校教育に係る連携協力に関する協定を締結しました。			
		令和6年度は、この協定に基づき、募集・選考した区立中学校の生徒を小笠原村に派遣し、お互いの交流を深めつつ、世界自然遺産である小笠原の貴重な自然や戦争の舞台となった小笠原の歴史、独自の伝統文化等を学習・体験することで、豊かな人間性や平和・文化を尊重する態度の育成を図ります。			
事業費	予算現額		決算額		
	8,300,000円		77.9%		
事業実績	○令和6年度実績 (1) 派遣生徒の決定 書類審査及び面接審査を経て、応募総数69名から派遣生徒15名を決定しました。				
	(2) 事業スケジュール ①事前学習会（令和6年6月5日、6月29日、7月19日） 小笠原諸島における独自の文化、生態系等について学び、理解・興味を深めました。 ②小笠原諸島における現地行程（5泊6日）				
	令和6年7月23日	出港式、竹芝ターミナルから父島へ移動（船内泊）			
	令和6年7月24日	自然・歴史・文化学習（世界遺産センター、ビジターセンター）、ナイトツアー			
	令和6年7月25日	海洋体験（南島、兄島海域公園にてシュノーケリング等）			
	令和6年7月26日	3班に分かれて、フィールドワーク学習（平和学習班、自然・環境学習班、歴史・文化・生活学習班）、ビーチクリーニング			
	令和6年7月27日	海洋環境学習（小笠原海洋センター）			
令和8年度までの予算取組みの状況課題	令和6年7月28日 父島～竹芝ターミナルへ移動（船内泊）、解散式				
	③事後学習会（令和6年7月31日、8月21日） 学習・体験したことの振り返り及び教育委員会報告会準備を行いました。 ④教育委員会報告会（令和6年9月10日） 教育委員会、保護者及び関係機関等に向けて、事業にて学んだことをフィールドワーク班別に発表しました。				
令和8年度までの予算取組みの状況課題	派遣生徒の定員15名に対し、69名の応募申込がありました。このことから希望者の約8割が参加できていない状況であり、派遣先の受入体制を考慮しながら、派遣生徒の適正な人数について検討する必要があります。また、現地中学生との交流機会が設けられなかったことから、交流の充実を図るために現地訪問日程の再検討が必要です。				
	令和7年度は、検討課題を踏まえて、派遣生徒の定員を3名増の18名に変更するとともに、小笠原村の中学生との交流機会を確保するため、訪問日程を約1か月後ろ倒しました。また、6月には、小笠原村の中学生が麹町中学校及び神田一橋中学校を訪れ、授業や給食を共にすることで、交流を図りました。				
	令和8年度は、令和7年度に引き続き、生徒の意見を丁寧にヒアリングしながら必要な見直しを行い、より効果的な事業の実施を通じて、豊かな人間性や平和・文化を尊重する態度の育成を図ります。				

定量的指標	① 全国学力・学習状況調査の正答率		
所管課	指導課		
定量的指標の出典先	全国学力・学習状況調査（千代田区）		
選定理由	教育の成果を測る拠り所として、全国学力・学習状況調査の正答率を確認する必要があるため。		
目標設定	千代田区立学校の全国学力・学習状況調査の正答率が全国平均及び東京都平均を上回る状態を維持する。		
令和6年千代田区子育て教育ビジョンへの掲載	あり P.30-31	基本的方向性 施策の方向性	全ての子どもに確かな学びを育む教育の推進 基礎学力の定着

図表等



現状分析（背景・課題等）

千代田区立学校では、全ての子どもに確かな学びを保障することを目指し、「全国学力・学習状況調査」（以下「全国調査」という）を教育の成果を測る重要な指標として位置付けてきた。全国調査における令和3年度から令和6年度までの結果を見ると、小学校6年生・中学校3年生とともに、国語・算数（数学）の正答率は全国平均及び東京都平均を概ね上回る水準で推移している。特に、小学校6年生国語・算数においては、4年間を通じて安定的に高い水準を維持しており、指導の成果が一定程度現れていることが伺える。

一方で、経年変化に着目すると、いくつかの課題も浮かび上がっている。中学校3年生の数学では、全国・東京都平均を上回るもの、年度によって正答率に波があり、学力の定着に継続的な課題が見受けられる。このことから、学年進行に伴う学力の定着において、特に中学校段階での基礎学力の更なる向上が課題となっている。

加えて、全国調査では知識・技能の習得だけでなく、思考力・判断力・表現力等を問う問題も出題されており、これら複合的な力についても引き続き意識的な指導が求められる状況にある。さらに、学習に対する意欲や自己肯定感等の「学力以外の側面」への支援も重要性を増している。

これらを踏まえ、全国調査の結果分析に加えて、児童生徒の意識調査等の多面的なデータを活用しながら、教育活動全体を見直し、指導改善をより一層推進していく必要がある。

これまで実施してきた施策とその成果

千代田区では、「全国学力・学習状況調査」の結果を分析し、「千代田区立学校指導改善プラン」を各校で策定・実施する取り組みを進めてきた。

このプランにより、各校が自校の課題を明確化し、教育活動を見直す視点を得ることができた。これによって、教員一人一人の意識が高まり、校内研究・研修での授業改善に向けた協議が活性化する等の効果が見られている。また、具体的な改善策としては、少人数指導や補充学習の強化、単元ごとの習熟度確認テストの実施、授業研究を通じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」を取り入れた、指導方法の工夫・改善等が挙げられ、このような取組が、全国平均及び東京都平均を上回る正答率を維持することにつながっていると考えられる。

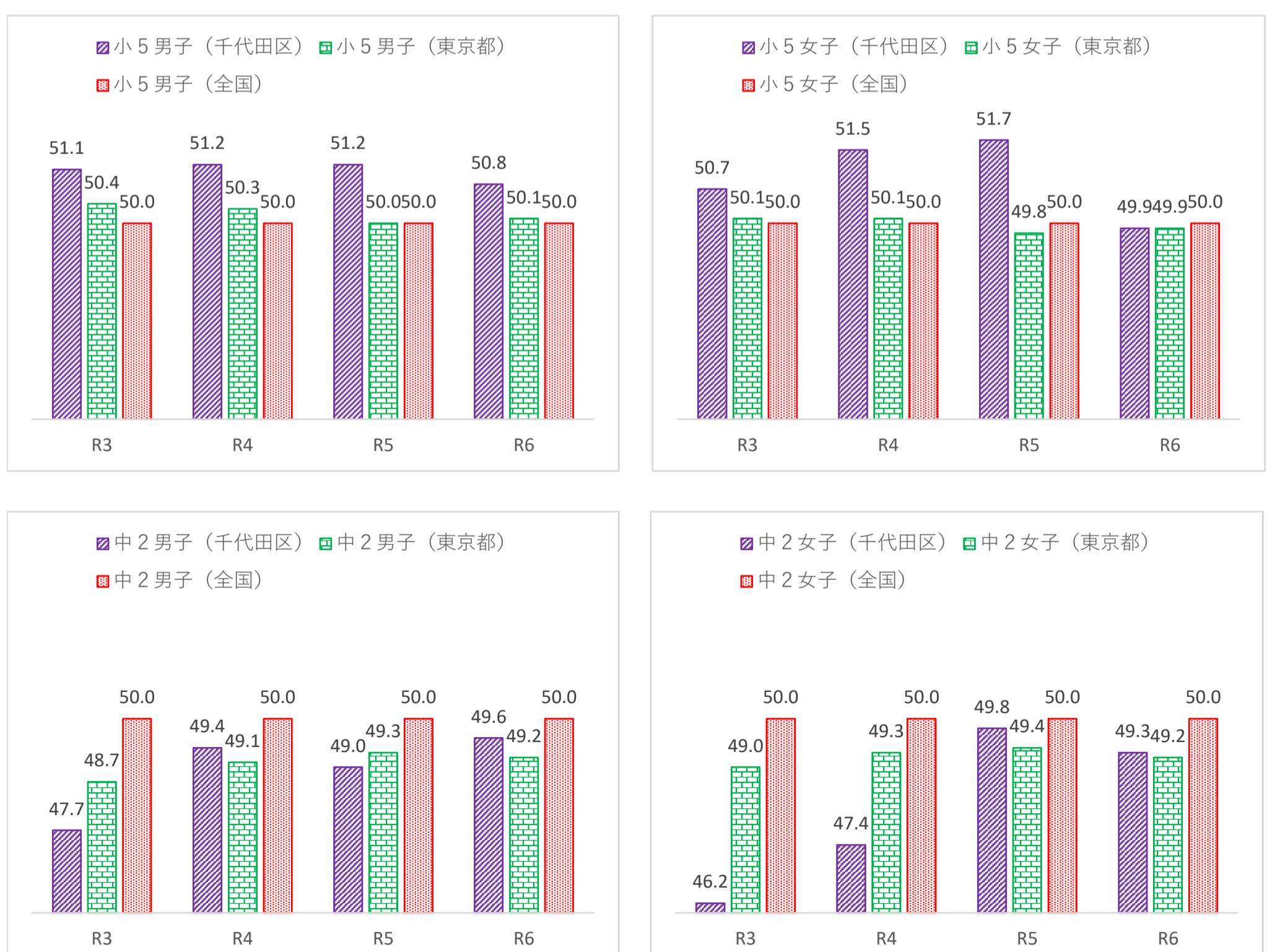
今後の施策の方向性

今後は、「全国学力・学習状況調査」の結果に加え、千代田区独自に実施している学力調査（達成度調査）において、生徒に対する意識調査を定期的に実施し、経年分析を行うことで、教育施策の効果をより立体的に把握していく。

これらのデータに基づき、必要に応じた指導方法や支援策の見直し・強化を進めるとともに、「千代田区立学校指導改善プラン」を用いた各校におけるPDCAサイクルの徹底や、学力にかかるデータ分析の充実等を図り、学校全体としての授業力向上と学力の底上げを目指す。

定量的指標	② 千代田区立学校の体力・運動能力調査における体力合計点平均値		
所管課	指導課		
定量的指標の出典先	全国体力・運動能力、運動習慣等調査（千代田区）		
選定理由	体育教育の成果を測る拠り所として、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点平均値を確認する必要があるため。		
目標設定	千代田区立学校の体力・運動能力調査における体力合計点平均値（全国平均を50とした比較）が全国平均を上回る。		
令和6年千代田区子育て教育ビジョンへの掲載	あり P. 32	基本的方向性 施策の方向性	健康で安全に生活する力を育む教育の推進 基礎体力の向上

図表等



現状分析（背景・課題等）

千代田区立学校では、子どもたちの基礎体力の向上を重視し、体育教育の成果を客観的に把握する手段として、全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下「全国体力調査」という）を活用してきた。

令和3年度から令和6年度にかけての全国体力調査の結果を見ると、本区の小学校5年生男子および女子に関しては、体力合計点について概ね全国平均を上回るか、近い水準を維持している。特に、小学校5年生男子については、4年間を通して全国平均を上回る値を堅持しており、一定の成果が見られる。

一方で、経年変化に注目すると、中学校段階においては男女とも全国平均を下回る傾向が続いている。日常生活の大きな変化に伴い、運動習慣の定着が難しくなる時期であることが伺える。小学校から中学校への進学に伴い、外遊びの機会が減少したり、高等学校への進学等に向け学習に時間を割いたりすることが、運動機会の減少や生活リズムの変化に影響していると考えられる。

こうした状況を踏まえ、子どもたちが健康で安全に生活できる力を育むため、学年段階や性別の違いに応じたきめ細かな体力向上施策を推進していく必要がある。

これまで実施してきた施策とその成果

千代田区では、子どもたちの基礎体力の向上を目指し、体育授業の充実や運動習慣の定着に向けた取組を推進してきた。特に、体育の授業における運動量確保、基礎的な運動技能の定着に向けたカリキュラム改善、また、学校行事や日常生活における積極的な運動機会の創出に取り組んできた。

さらに、全国体力調査の結果をもとに、各校で課題を分析し、「千代田区基礎体力向上プラン」に体力向上に向けた具体的な改善策を盛り込み、学校全体での取組を推進してきた。このプランにより、児童生徒一人ひとりの運動習慣への意識が高まり、特に小学校段階では、全国平均を上回る体力水準を安定して維持する成果につながった。

また、健康教育や生活習慣指導と連動した取り組みを進めることで、運動だけでなく、子どもたちの健康意識全般の向上にも寄与している。

今後の施策の方向性

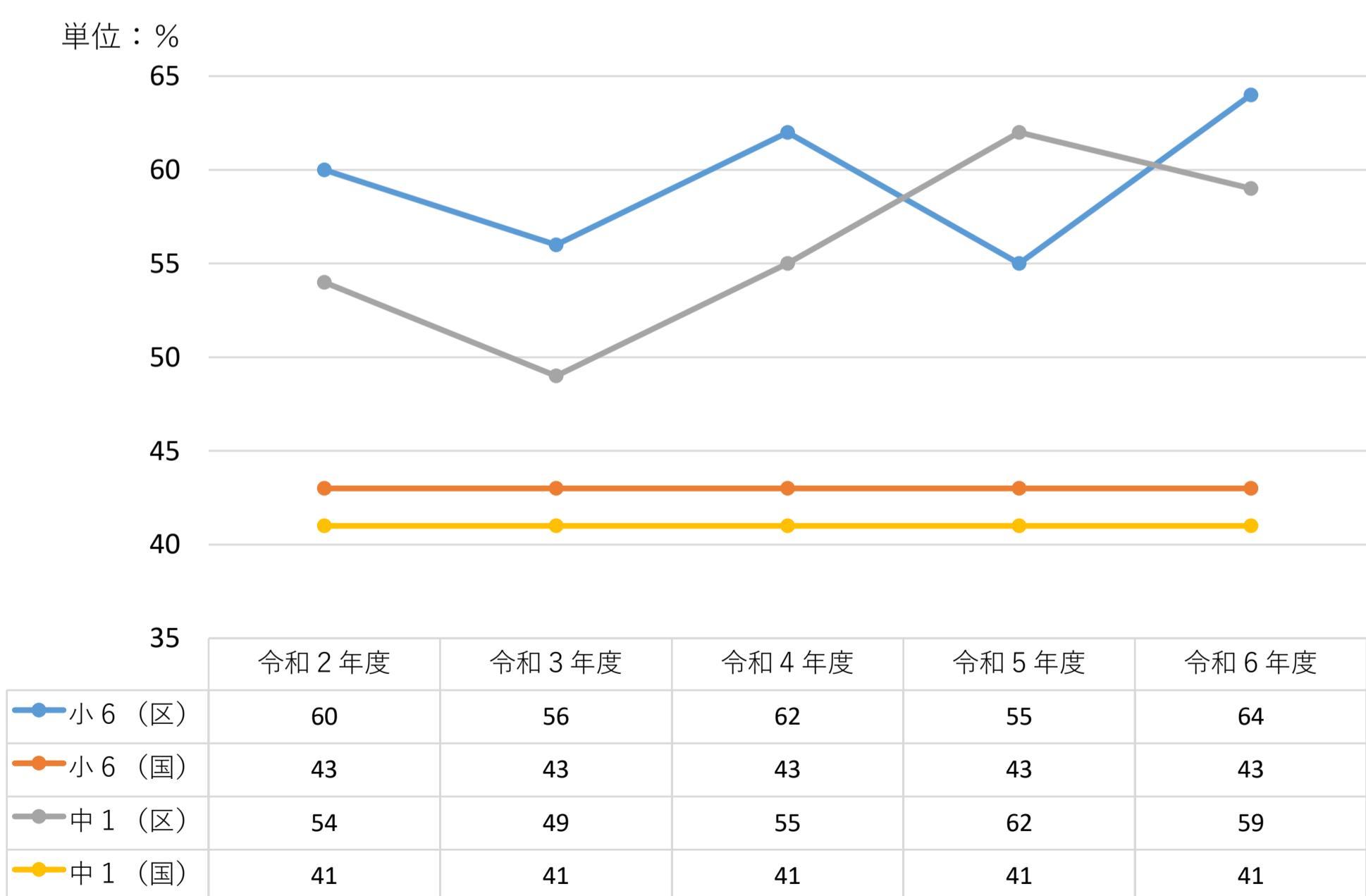
今後は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に加え、児童生徒に対する意識調査を定期的に実施し、運動習慣や生活習慣に関する意識の変化を経年で分析することで、体力向上施策の効果をより立体的に把握していく。

こうした多面的なデータ分析に基づき、特に中学校段階や女子生徒における体力水準の向上に向け、学校ごと・学年ごとの課題に応じたきめ細かな指導改善を進める。具体的には、授業以外での運動機会の充実、部活動や地域スポーツ活動との連携促進、生活習慣改善に向けた取組強化などを図る。

定量的指標	③ 学級満足度尺度		
所管課	指導課		
定量的指標の出典先	学校生活アンケート（千代田区）		
選定理由	児童・生徒一人一人についての理解とその対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握し、より良い学校生活環境を整備する必要があるため。		
目標設定	学級満足度の各指標が全国平均を上回る。		
令和6年千代田区子育て教育ビジョンへの掲載	なし —	基本的方向性 施策の方向性	— —

図表等

学級満足度尺度における学級満足度群の割合



現状分析（背景・課題等）

QUテスト（学校生活アンケート）を実施する背景には、いじめや不登校、子どもの多様化といった教育現場の課題が深く関係している。

いじめは子どもの心理的・社会的な発達に深刻な影響を与える問題である。いじめの早期発見と早期対応が求められる中で、QU調査は子どもたちの学級生活満足度を測定し、いじめの兆候を早期に発見するためのツールとして重要視している。

不登校の子どもが全国的に増加する中で、不登校理由は学級内の人間関係や教師との関係、親子の関係性等、非常に多岐に渡る。もちろん教師の見取りが大切であることは間違いないが、子どもたちの心情をより正確に把握するためにQU調査を実施し、子どもたちの学校生活に対する満足度を測定し、不登校のリスクを早期に発見するための手段として活用している。

子どもたちの背景やニーズが多様化する中で、個々の子どもに適した教育支援が求められるようになり、QU調査を実施、学級内の子どもたちの満足度を評価し、個別の支援が必要な子どもを特定するためのツールとして役立っている。

これまで実施してきた施策とその成果

これまで継続してQUテスト（学校生活アンケート）を実施してきたことにより、子どもたち一人一人の置かれている状況や心情等をより正確に把握し、いじめ・不登校・個別の支援等について早期発見・早期対応することができた。また、学級経営支援アドバイザーを全校に招聘し、各学級の結果について専門的なアドバイスを受けることで今度の指導改善に活かすことができた。その結果、令和6年度、本区においては、いじめ42件（小学校38件、中学校3件、九段中等教育学校後期課程1件）、不登校82件（小学校34件、中学校46件、九段中等教育学校後期課程2件）と減少傾向にある。

※現在、令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校 等生徒指導上の諸課題に関する調査を集計中であるため各数値については速報値である。今後、変更の可能性もある。

今後の施策の方向性

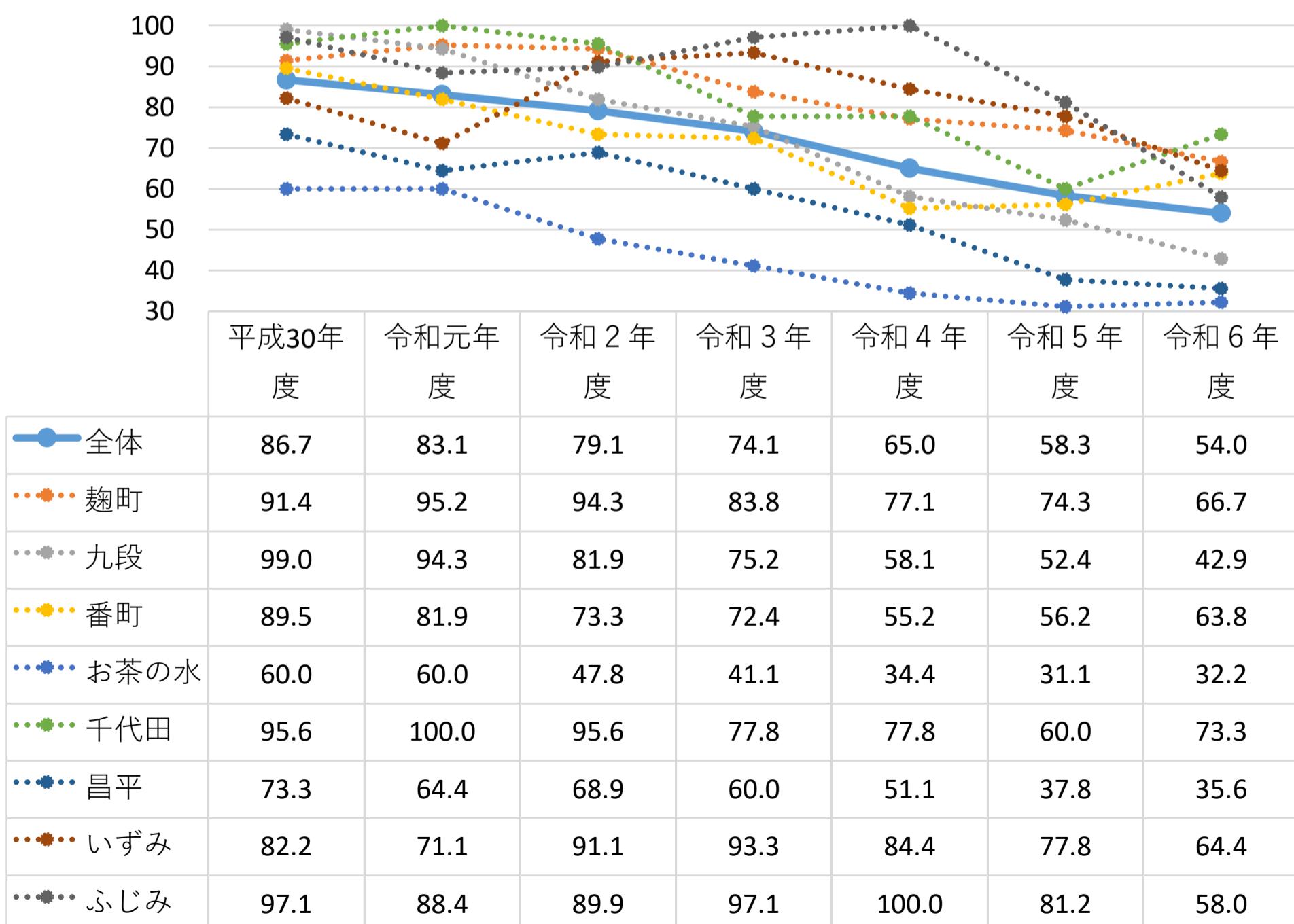
今後についても継続してQUテスト（学校生活アンケート）を実施し、学級経営支援アドバイザーを全校に招聘してご指導をいただく。

また、令和7年度から紙媒体で実施してきた本テストをWEB版での実施に変更する。WEB版に変更することにより子どもたちの回答が即座に集計され、学級や子どもたちの置かれている状況や心情等をいち早く把握することができ、より早く早期発見・早期対応が可能となる。

定量的指標	④ 幼稚園の定員充足率		
所管課	子ども総務課 子ども支援課／子育て推進課／子ども施設課／学務課／指導課		
定量的指標の出典先	子ども支援課		
選定理由	「第3期 千代田区子ども・子育て支援事業計画」にて定員充足率の向上を掲げており、今後認定こども園への移行も見据えた検討を行う必要があるため。		
目標設定	幼稚園の定員充足率を向上させる。		
令和6年千代田区子育て教育ビジョンへの掲載	なし —	基本的方向性 施策の方向性	— —

図表等

区立幼稚園の充足率の推移 (5月1日現在の在籍園児数での比較)



現状分析（背景・課題等）

出産・子育てに関する制度が拡充したことにより、共働き家庭が増加している。

これまで、教育・保育については、増大する保育需要等に対応してきた結果、各年度とも実績値が確保方策（量）を下回り、「待機児童ゼロ」の状態が継続されている。今後とも、区の人口動向を踏まえながら、適切な確保方策（量）を設定し、「待機児童ゼロ」を継続していくことが必要である。

一方、人口構造の変化等に伴い、幼稚園や一部保育所等では定員に満たない施設も出てきており、適切な供給量を確保すると同時に、利用定員の見直しや幼稚園の認定こども園化など、あらゆる選択肢を視野に入れながら、区民ニーズに応じた適切な施策を進めていくことが必要となる。

※第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画 P23より引用（一部）

これまで実施してきた施策とその成果

実施した施策

①預かり保育拡充の試行実施（R4～6年度）

夏期休業中の受入

②教育内容の充実（R5年度～）

コオーディネイショントレーニングの実施、保幼小合同研修会の実施、保幼小連絡会を全小学校区に拡充

③預かり保育時間の拡充（R7年度～）

午前7時30分～午後6時30分（教育時間を除く）までに拡充

④給食の提供（R7年度～）

既に給食の提供をしているこども園及び幼保一体施設の幼稚園に加えて、短時間保育のみを実施している幼稚園においても令和7年度からの給食の提供を予定しており、調理施設が確保できているお茶の水幼稚園については令和7年4月から給食の提供を開始した。

調理施設が確保できない麹町・九段・番町幼稚園については給食提供方法を検討するとともに、給食を提供できるまでの間、お弁当を提供することとし、令和7年4月からお弁当の提供を開始した。

成果

①1園あたりの平均利用者数：12人／日 ※こども園・幼保一体を除く4園の実績

②5歳児の運動能力に関する調査結果では、男女ともに平均値が毎年高い水準に変化

③・④ともに令和7年度から開始しているため、効果検証はこれから行う

今後の施策の方向性

①弁当提供園での幼稚園給食提供に向けた検討

お弁当を提供している幼稚園3園についても給食提供を実現するため、給食の提供方法について様々な角度から検討する。

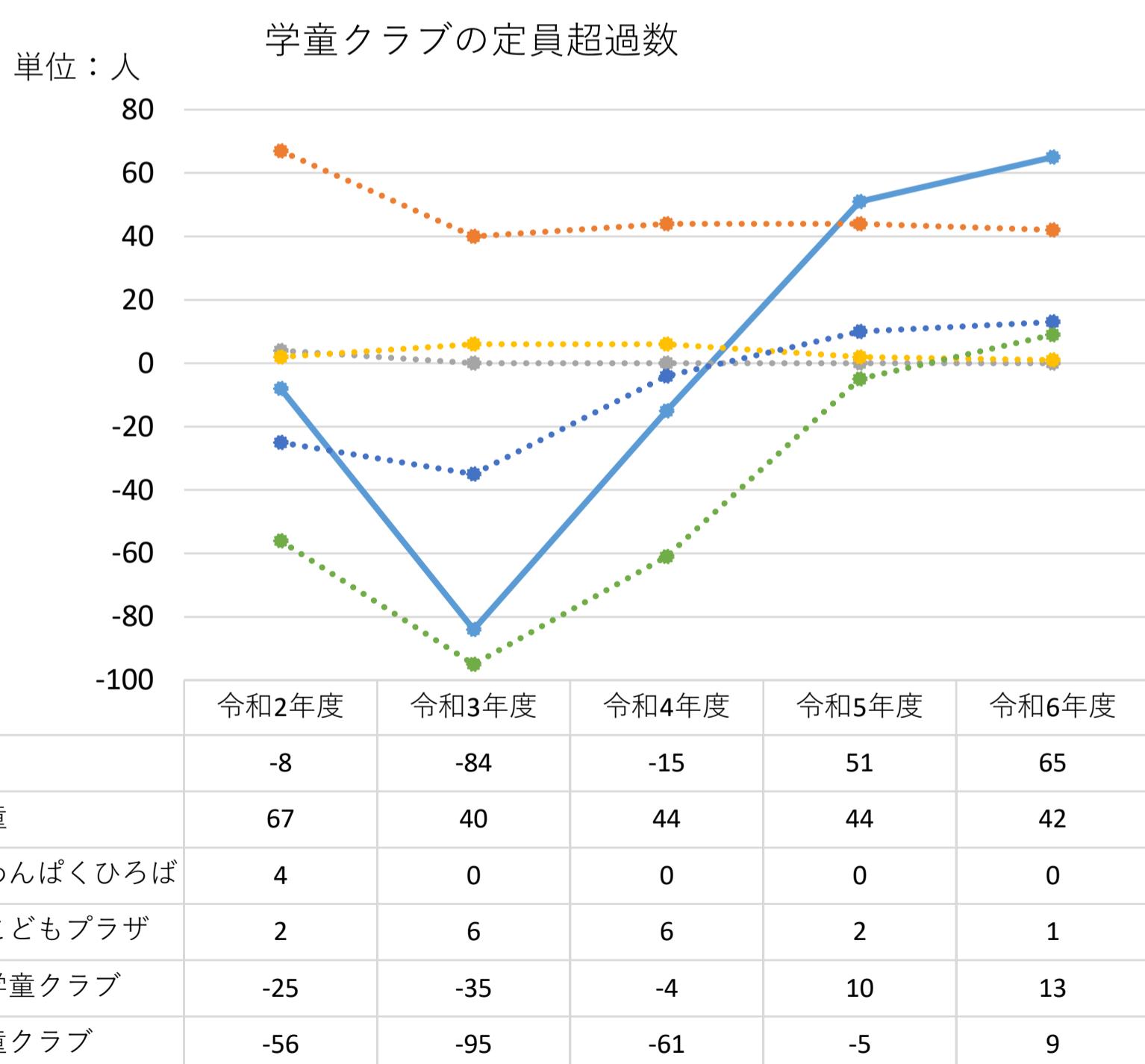
②幼児教育の充実

研修や行事等で保幼小の職員同士の連携や子ども同士の交流機会を通じて、質の高い初等教育の提供・充実につなげていく。

また、子どもたちの自立心や探究心を育んでいくために、一人ひとりの発達に必要な体験が得られる環境構成や適切な援助を行うほか、国際的な視野を広め、将来グローバルに活躍する人材の育成を目指し、多文化理解の促進と国際感覚の醸成に資する国際教育を推進していく。

定量的指標	⑤ 学童クラブの定員超過数		
所管課	児童・家庭支援センター		
定量的指標の出典先	児童・家庭支援センター		
選定理由	学童クラブの定員超過を解消し、学童クラブを必要とする全ての保護者の就労支援を図る必要があるため。		
目標設定	学童クラブの定員超過を解消する。		
令和6年千代田区子育て教育ビジョンへの掲載	なし —	基本的方向性 施策の方向性	— —

図表等



現状分析（背景・課題等）

学童クラブ利用希望者は増加傾向にあり、特に学校内・児童館併設学童クラブの需要が高く、優先度の高い低学年の児童で定員のほとんどが埋まっている状況である。

そのため、学童クラブを必要とする保護者のニーズに応えるため、定員を超過して受け入れている。

令和7年5月1日現在の学童クラブ学年別在籍状況によると、学童クラブ全体合計では、定員1,278名に対し、在籍人数が1,284名で超過している人数は6名になるが、内訳でみると、児童館併設学童クラブは、定員387名、在籍人数441名で54名超過しており、学校内学童クラブは定員366名、在籍人数376名で10名超過している。一方で、私立学童クラブは、令和7年度に2クラブを新設した影響もあり、定員525名に対し、在籍人数が467名で58名の空きがある状況である。

児童館併設学童クラブの在籍人数が定員と比較して多く超過しているのは、保護者のニーズが高い学校内学童クラブに入れない児童の受け皿になっていることが定員超過の主な要因となっている。

申し込み状況から、保護者の求める学童は学校内、そして学校から近距離にある学童クラブといった順の傾向がみられる。しかし、現状では小学校の入学者数も増加しており、小学校では今後教室不足も見込まれることから、学校内に現在以上の学童クラブ用スペースを確保することは困難である。

これまで実施してきた施策とその成果

富士見小学校及び和泉小学校の地域については、利用児童数に対して学童クラブが限られ、今度、追加的な受け入れが困難な上状況になると見込まれたため、令和6年度にプロポーザルを実施し、令和7年4月に2クラブを新設した。

- ①「スターチャイルド学童クラブ和泉橋」（和泉小学校の通学区域）
- ②「富士見わんぱくひろば学童クラブ分室」（富士見小学校の通学区域（旧九段中学校敷地内幼稚園仮園舎））

そのため、学童クラブ全体人数でみると定員と在籍人数との差6名となり、令和6年度の65名に比べると59名減少した。

また、子どもの居場所の観点で見ると、学童クラブが唯一の居場所ということにとらわれることなく、平成19年度から学校内において放課後子ども教室を行っており、保護者、児童の放課後における需要に応えている。

今後の施策の方向性

現在、子ども部では民間の物件情報を調査しており、適した物件があれば学童クラブ用に限らず賃借等を検討するが、新たな学童クラブの整備に当たっては、保護者のニーズに合致し定員超過の解消に繋がることが求められるため、主に整備を行う場所等について慎重に検討する必要がある。

また、昨今の保育園の定員割れを鑑みると、さらなる学童クラブの整備（将来的な需要）についてはより慎重に検討する必要がある。令和7年度に民間2施設の学童クラブを開設したほか、四番町児童館が令和9年に移転予定であり、四番町学童クラブの定員も現状の50名から増加見込みである。

一方、学童クラブの整備については、土地や費用、人員面といった様々な課題をクリアしていく必要があるため、当然時間がかかっていくものである。

したがって、学童クラブの定員超過を解消していくためには、中長期的な視点としての新たな学童クラブの整備のみではなく、短期的な視点として現在行っている放課後事業の活用を促すことも重要である。

児童・家庭支援センターでは、放課後事業として学童クラブのほかに「放課後子ども教室」「児童館」を実施している。特に、放課後子ども教室は、学童クラブに利用が集中してしまっていることから、長期休暇中も実施する小学校の拡充とともに、周知方法についてもさらなる工夫をしていく必要がある。

今後は、保育園や幼稚園、小学校と連携を取りながら、児童館・放課後子ども教室をより広く周知し利用を促すことで、課題である学童クラブの短期的な定員超過解消にもより努めていく。

3 有識者意見

上岡学（武蔵野大学副学長）

（1）子どもの遊び場確保の取組み

《評価》

これまで「毎年度1箇所遊び場を増やしていく」という方針で事業が進められてきた。そして、成果検証としてのいくつかの数値が示された。まず、小学校校庭面積基準として1人当たり約10m²以上という基準である。

本区においては、利用者生徒（73人）に対するアンケートから必要と思われる数値を算出している。「体育館や校庭ではどれくらいの人数がよいか」という質問に対する回答である。結果は体育館17m²（一人当たり）、校庭は24m²（一人当たり）であった。これらを統計的に処理し、これまでの最大利用者数をもとに算出したところ、最低必要面積は6,468m²となった。本区においては現時点で総面積数は22,849m²であり、最低必要面積の3.5倍強であることが明らかとなり、十分な面積を確保しているといえる。

《今後の取組み》

上記の通り、現時点で最低面積の3.5倍以上の面積が確保されていることから量的（数的）検討は特に何らかの別要因が発生しない限り必要ないと考えられる。したがって、今後は「量的（数的）検討」から「質的検討」が必要になってくる。

報告にもあったが、「安全面」「環境面」という「質」を検討し、実施することが求められる。「安全面」では、防犯と防災の面からセキュリティーと緊急対応のマニュアルとその徹底が必要である。見守りの人員配置やファシリテーターの人員配置と防犯カメラやチェックデバイスなどのテクノロジーによる管理が必要である。

「環境面」としては、これまでのシンプルな遊び場という目的だけでなく、居場所的な環境づくりが必要である。遊ばなくとも何となく集まれる場所、一人でもいられる場所、勉強、読書、おしゃべりなど多様な使い方のできる場所の提供を考える必要があるだろう。

(2) おがちょ教育交流事業

«評価»

本事業は「3年間の時限付事業」と報告があった。本事業は、都会とは大きく異なる自然豊かな場所での体験であり、特に都会の子どもたちには大きな学びがある事業であり、大変有意義である。15名の参加者で実施したということであるが、先方の受け入れ体制や教育的側面からこの人数ということである。

一方、応募者は69名ということでこの事業が評価されていることを感じる。4.6倍の倍率であり、希望者の多くを参加させたいという気持ちもあるが、教育的側面を担保するには、15名という数はいたしかたないと感じた。

このような自然体験は、子どもたちに多くの学びを与える。学校教育においては、特別活動という領域に分類されるが、これは日本が誇る世界に類を見ない教育活動である。それを本事業として実施されていることは重要である。特に自然環境の少ない都会の子どもたちにとっては、ことさら重視しなければならない。

«今後の取組み»

本事業は、あと1年あるが、さらなる充実のために「人、自然、文化」など学ぶべきことを分類し、事前学習と振り返りをしっかりと行うとよい。また、事業終了後も継続的に何ができるのかを考えることも大切である。同じ場所でできるのか、場所を変えてこの事業の学びを継続する活動はできるのかなど今から考えておくとよい。

希望者が多いということで要望が多いのであれば、別の観点や実施方法でより多くの子どもたちを参加させられる自然体験事業が計画できるとよいのではないだろうか。

学校教育において、特別活動は重要であると認識されている一方で、教師の働き方改革で縮小されているというジレンマが起っている。これを解消するためには、特別活動への人的補充を考えたり、教育委員会が別メニューを整えたり、学校教育の特別活動が不足する部分を補完するという考え方がある。いずれにしても子どもたちの体験を減らすことには注意深く検討する必要がある。

(1) 子どもの遊び場確保の取組み

«評価»

文部科学省の調査で子どもの体力格差が広がり、体力レベルの低い子どもほど、さらなる体力低下が指摘されている。これは、野外で体を動かして遊ぶ機会の激減が背景にあるとされており、子どもの遊び場確保の重要性が増している。

ただ、千代田区は都心部であり、まとまった土地の確保が非常に困難である。千代田区教育委員会が実施する「子どもの遊び場事業」は公園や広場などの既存施設だけでなく、新たな遊び場の創出を求められており、そのためには土地取得や整備には多大なコストがかかる。こうした状況の中で、教育委員会が民間との連携や他課との調整等を重ねて「子どもの遊び場」を2か所から10か所に増加させたことは高く評価できる。

遊び場となる校庭のゴム製舗装など、自然環境での遊びが限られている場所もあり、土や芝生など、多様な環境での遊びの機会を増やす必要がある。さらに、子どもの発達段階に応じた多様な遊具の設置や、安全性の確保と遊びの自由度のバランスも求められており、『遊び場の量的確保から質的確保』が今後の課題である。

また、多くの遊び場で利用時間が限定されており、子どもたちが自由に遊びたいときに遊べない場合があるのではないか。特に、学校施設などは利用できない時間帯が多いのが気にかかる。

«今後の取組み»

既存の公園や広場において、時間帯や曜日を限定せず、より自由に遊べるような運用方法の検討や過度な規制のかかるボール遊びのスペース確保など既存資源の最大限の活用と多角的な遊び場確保が必要である。

また、学校施設（校庭・体育館）の開放時間を拡大し、地域の子どもたち（幼児も含む）がより利用しやすい環境を整備することも必要である。安全な学校施設の利用については長期休業中だけでなく、放課後や週末の利用促進にも期待をしたい。夏の猛暑においては、熱中症対策など気候変動への対応も考慮した遊び場の運営体制を構築する必要もある。こうした施設で子どもを見守り、遊びをサポートする専門人材（プレーリーダー）を育成・配置し、遊びの活性化や安全確保を図ることも遊び場の質的向上につながる。

千代田区の「子どもの遊び場事業」は、限られた空間の中で子どもたちの健やかな成長を支える重要な取り組みである。幾つかの課題を踏まえ、地域全体で子

どもたちの遊びを応援する視点に立ち、多様な関係者との連携を強化しながら、今後の遊び場のあり方を模索してほしい。

(2) おがちょ教育交流事業

《評価》

「おがちょ教育交流事業」は、令和6年度から開始された千代田区教育委員会独自の新規事業である。小笠原諸島の世界自然遺産という他に類を見ない環境で、生徒が直接的に自然や歴史、文化に触れる機会は非常に貴重である。都会に住む生徒にとって、環境問題や平和、多様な文化への理解を深める上で、座学だけでは得られない深い学びを提供している点を高く評価したい。事業目的として挙げられている「豊かな人間性、環境意識、平和・文化の尊重」は、現代社会において子どもたちが身につけるべき重要な資質であり、普遍的な教育の目標と合致しており、小笠原での体験はこれらの育成に大いに貢献するものである。

自然・環境学習（自然観察）、平和学習（戦争の歴史）、歴史・文化・生活学習（独自の自然や文化の体験）など、現地での具体的な体験を通して学びを深めるプログラムは、生徒の主体的な学びを促し、記憶に残りやすい効果的な内容であり、まさに実践的な学習機会が提供されている。また、引率体制も充実しており、教育委員会事務局職員に加え、教員経験のある指導主事が引率に加わることで、生徒の安全確保と学習の質の向上の両面を支えている。

事前・事後学習の取り組みも充実しており、派遣前の事前学習会や派遣後に報告会が設定されていることは、単なる旅行に終わらせらず、学びを深め、その成果を定着させる上で重要である。これらの要素は、単発のイベントではなく、教育プログラムとして計画的に設計されており、継続することでより効果を発揮すると考えられる。

《今後の取組み》

令和7年度の定員が18名（令和6年度より3名増加）とされているが、より多くの生徒にこの貴重な機会を提供できるよう規模拡大の可能性を検討してはどうか。今後、事業を継続する中で、小笠原の住民との交流機会を増やす、特定のテーマを深掘りするプログラムを導入するなど、体験内容のさらなる多様化や深化を検討することも有効である。派遣後の生徒が書いた手書きの作文は素晴らしい内容であった。派遣後の生徒の感想やアンケートだけでなく、こうした生徒の意識や行動の変化などを追跡調査し、事業の定量的・定性的に評価する仕組みを構築し、次年度以降のプログラム改善につなげることで、より高いレベルの事

業へと発展させる可能性を感じる。

「おがちよ教育交流事業」は、その事業目的の妥当性、事業内容の独自性と効果性において、非常に価値のある取り組みであり、千代田区の生徒にかけがえのない学びと経験を提供するものである。今後は課題を継続的に検討し、改善を図っていくことで、千代田区の教育において重要な役割を果たす事業として、継続して実施していくべき事業であると高く評価したい。特に、世界自然遺産での体験学習という稀有な機会を提供している点は、千代田区の教育の特色として継続していくべき魅力的な要素である。

藤井千恵子（元国士館大学教授）

（1）子どもの遊び場確保の取組み

《評価》

子どもの遊び場にボール遊びや花火の使用を可能としたり、夏休み期間中の体育館開放を実施したりするなど子どものニーズに沿った事業を実施している。遊びを通して人との関わりや基礎的な体力や運動能力を身につけることができ、遊び場確保は子どもにとって非常に重要な取り組みである。旧九段中学校の利用状況を視察したが、冷房の効いた体育館に子どもたちが集まってきて自分たちがやりたいことを楽しんでいた。大人が見守る中で自主性も育まれていると思われる。遊び場を確保するといった環境は十分に整えられている。

《今後の取組み》

これまで遊び場について周知してきたと思われるが、より多くの幼児・児童及び保護者に遊び場を利用するメリットを、例を挙げるなどして周知したい。

また、小学校高学年や中学生は受験などの事情もあるだろうが、遊び場に来ることができない子どものニーズはどういうところにあるのか、特に中高生の遊び場（居場所）はどんな場所なのだろうか、といった調査も必要になると考える。遊び場がスポーツを中心とする場となっており文化的なことに興味関心をもっている子どもたちには利用しにくいのではないか。

そこで、中高生の遊び場（居場所）として、千代田区ならではの取り組みを工夫されたい。千代田区には科学館、美術館や大使館、大学など様々な教育的資源が豊富に存在する。すでに大学等との連携・協力を実行していると思うが、中高生それぞれの個性、興味関心のあることに対応できる場を提供したらどうか。例えば、科学技術館の年間パスポートを配布するなどである。文化・芸術的なことに興味関心をもっている子どもにも対応することによって、遊び場の事業の一層の充実が図られると考える。

(2) おがちょ教育交流事業

«評価»

都内といえども船で24時間もかかる小笠原村に着目し、連携協力の協定を結んだことは画期的である。世界自然遺産であり、気候も文化も異なる地で学ぶことは大きな意義がある。報告会の様子や報告書から、参加した生徒たちの生き生きした感想やそこで得たものの大きさも伺い知ることができた。例えば、宿泊を通して生徒たちの自主性や仲間との触れ合い、様々な問題を自ら解決していく過程などである。これらは、これから的人生に多大な影響を与えることと思われる。

教育委員会として初めての実施においては様々な課題があったと思われるが、一步を踏み出したことになる。派遣生徒の選考や参加費用、事前や事後の学習会の内容や実施など一つ一つについての取組みは手探りであったと思われるが、この経験を生かしつつさらに工夫し発展させていくことを期待している。

«今後の取組み»

この事業を是非とも継続していただきたい。千代田区との結びつきをより一層深めるため、協定に沿って小学校から小笠原を身近に捉える工夫をしたらどうか。例えば、小学校4年の社会科では東京都について学ぶことになっている。そこで、小笠原の小学校とオンラインを結んで学習を行うなどである。千代田区の全ての小学校でこの取り組みを行うことは相手側の負担にもなるかもしれないが、ビデオを活用するなどの事前の打ち合わせが重要となる。さらに中学校の交流についても相手の生徒数なども十分に考慮する必要がある。小笠原の小中学校との互恵関係が成立することができる交流の方法を検討することが求められる。これらの取組みを通して一人でも多くの生徒に参加していただきたい。

さらに、小学校の教職員にも小笠原について理解していただく機会を設けたい。また、平和学習については「昭和館」に小笠原コーナーを設置してもらうための働きかけを教育委員会が行うなど、区民に対しても身近に小笠原村のことを知る機会を増やすことを検討してみたらどうか。

糸原淳子（日本女子大学特任教授）

（1）子どもの遊び場確保の取組み

《評価》

平成25年から遊び場事業を開始し、関係部署においても様々な形態で子どもの活動の場づくりを推進してこられ、資料に示されているように、遊び場の「量」としては、一定の成果を見ている。大切なのは、生活者、利用者の目線であり、現在、小中高生や保護者を対象にアンケート調査を行っていることも非常に重要で、量や質を考えていく上で根拠や参考になると思われる。「子どもの遊び場事業」とともに、近隣にある小さなスペースの公園などにも工夫を加えていきながら、子どもの心身の育ちを支える遊び場として、「質」を考えていっていただきたい。

《今後の取組み》

質を考えていく上で、他自治体の先駆的な取り組みを参考にしていくことも有効ではないか。例えば、三重県津市の「久居子どもの遊び場づくり」の理念は、「自ら子どもが遊びを創造し、自由に挑戦・失敗できる環境」「自然と触れ合いながら五感を使ってのびのび遊べる場」「子どもを中心にいろいろな世代を超えた人々の交流」「共に遊び場を育てていくプロセスを大切にしていく」ということで、子ども・保護者・地域と行政が協同して地域の遊び場の質を高めていく視点が重視されている。

また、小金井市ではインクルーシブ的な公園の在り方を示すガイドラインがつくられ、公共R不動産という公共空間に関する研究開発やプロジェクトのプロデュースを行う実践メディアと連携して子どもの遊び場の充実を図っている。練馬区では「外遊びの場の提供事業」において、NPO法人PLAYTANKと協働している。このように、NPO法人など外部団体と連携して考えていくというのも1つの方法である。文京区のビーラボは、「中高生の秘密基地」として中高生スタッフの声も聴きながらつくっていったようである。こうした前例を、千代田区の実情に合わせて活用していけたらよいのではないか。

(2) おがちよ教育交流事業

《評価》

冊子の子どもの体験談や報告会の映像を拝見し、子どもたちが生き生きと活動し日常では得難い体験ができたこと、そして本事業を通じ子どもたちが、戦争や税のこと、ごみ問題、人との関わりの大切さなどを、自分事として考えて語っていることに大きな感動を覚えた。世界自然遺産である小笠原の大自然や戦跡、長い船旅での交流など小笠原だからこそ有意義な体験である。樋口区長も、これを考えるきっかけ、アクションするきっかけにしなければいけないと子どもたちに話されていたが、成長過程において何か影響を与える可能性が非常に高い活動である。今後も継続して行うべき事業であり、心身の健康状態を踏まえながら多くの子どもが体験できるようにと期待する。

事前学習からの積み重ねが体験に生かされ、単なる観光からは得難い深い実感や学びとなっており、企画・運営・引率に携わられた方々のご尽力、小笠原村の協力・支援、子どもたちの学ぶ力の成果である。

《今後の取組み》

参加した子どものアンケートで「ホームステイをしてみたかった」という意見があったが、よい考えだと感じた。交代しながら1日だけでも、小笠原村のご支援を得ながら試みることができたら、より小笠原の生活を知り心に残る触れ合いとなるのではないか。

選考基準について、一般的には学校での活躍や成績が基準になりがちな中で、健康面や小笠原への目的意識・熱意などを重視したと説明があった。納得する一方で、思いの表現も子どもによって違い、伝わりにくい子もいるだろう。そう考えると、伝わりにくい思いを汲み取りつつ、参加を支援することにより、その子どもの成長・変容があるのではないかというところも、研究的に行ってみると、おがちよ教育交流事業のような体験の意義がさらに広がり全国に発信できると思う。

また、小笠原村から訪れる子どもたちにも、千代田区に来て感動して帰ってもらえるような交流をさらに工夫していっていただきたい。

日永龍彦（山梨大学教授）

（1）子どもの遊び場確保の取組み

《評価》

子どもの遊び場を確保することが至難な状態が続く中で、廃校になった学校跡地や大規模再開発等の間隙をうまく利用するなどして、子ども1人あたりの遊び場面積を都内の比較可能な地域と比べても遜色ない程度には確保できている。

子どもたちの見守り役となるプレーリーダー（大学生を中心）やシルバー人材を確保して配置するだけでなく、研修などを通じてその質を維持するように努めている。今後も現状のような取り組みを維持し、子どもだけでなく保護者も安心できる遊び場の維持に期待をしたい。

《今後の取組み》

将来の遊び場の確保については、将来的な見通しをもちながら早め早めに確保していく必要があるものと思われる。現在の遊び場が減る可能性もある中で、単純に遊び場何か所というよりも、例えば、子どもの数の推移を基にしながら、1人当たり面積や、ベンチマークする対象となる都内の他の自治体における遊び場の面積など、維持すべき目標を設定しておく必要があるのではないかだろうか。

また昨今、子ども施策に子どもや保護者など当事者の声を反映させることが求められている。遊び場のニーズ調査は現在も行われているが、聞き取りの対象者としてだけではなく、アンケートの結果をどう評価・分析して政策に反映させていくかという段階でも当事者を参画させる仕組みづくりも必要ではないかと思われる。

(2) おがちょ教育交流事業

«評価»

都心部に住む子どもたちにとって、普段経験できない小笠原での様々な体験やその前後を含む探究的な活動は、その後の人生においても非常に重要な経験になるものと思われる。現在は年間1回実施でわずか15人の枠でしか実施されていないが、可能な限りこの枠の拡大に尽力していただくだけの価値ある事業であると考える。

他方で、区内の3つの中学校の生徒数はそれぞれ300、350、450人となっているのに対し、応募の数や当選の比率が特定の学校に集中しているのは不公平感が残るのではないだろうか。交流先の受け入れ能力など運営上の課題はかなり大きいことはわかるが、年間複数回実施あるいは、小笠原に行くことに意味があるのかもしれないが、東京の島嶼部というふうにもう少し広げれば、何か近接した体験が期待できるものと考えられるので、連携自治体を今後増やしていくなどを通じて、希望する子どもたちには行く機会が確保できるような事業の拡大を期待したい。

«今後の取組み»

教育活動として行うということで、事前事後の研修、学習も含めた一連の学習の流れが現在も想定されている。しかし、可能であれば小・中学校とりわけ小学校の学習内容との連続性が意識できるような教育課程とのつながりを明確化していく必要はないだろうか。その場合、小学生に対して、この事業に参加した中学生が直接その体験を語るような報告会のような企画も検討の余地があるものと思われる。前述のように、できるだけ希望者の多くが参加することができて、その学習の成果を皆と共有していくような、一部の生徒の特別な活動に終わってしまわない、学校の教育活動として組み込むような展開を期待したい。

また、現在は報告会が実施されているが、例えば活動の前後の変容をポートフォリオなどのなものに記録しておくことを求めるのも検討の余地があるものと思われる。

なお、今後参加者数の増大を図ることができる時には、その費用を一律1万5,000円という定額にするのか、家庭の所得階層に応じて何らかの段階をつけた負担というのを求めるのかなども併せて考えていく必要があろう。

(3) 定量的指標を用いた項目に係る評価及び意見

ア 全国学力・学習状況調査の正答率

《上岡 学》

千代田区は、すべての子どもに確かな学力を保証することを目指し、全国学力・学習状況調査を分析し、活用を図っている。昨年度のデータではいずれも全国平均並びに東京都平均を上回っており、教育の成果が一定程度現れているといえる。

これまで行ってきた「千代田区立学校指導改善プラン」の成果であると考えられる。また、校内研究・研修での授業改善等の効果や改善策として、少人数指導、補充学習、授業研究等を通じて「個別最適な学び」と「協働的学び」を確実に実施してきたことが結果につながっていると思われる。

《清水 哲也》

千代田区の小中学生が全国学力・学習状況調査（令和3年～令和6年）において、国語、算数（数学）の全ての科目で国や東京都の正答率を上回っているという結果は、千代田区教育委員会および区内の学校が実施している学力向上の取り組みが効果を上げていることを示唆しており、高く評価できる。

中でも、少人数指導・習熟度別指導の実施により、きめ細かな指導を行うことで基礎学力の定着を図ると共に、個々の児童生徒の理解度に応じた学習支援が可能となり、学力全体の底上げに繋がっている。ＩＣＴを積極的に教育に導入することで、個別最適化された学びや協働的な学びを促進している。本区では教員の指導力向上の研修にも力を入れており、教員指導力及び授業の質の向上は、直接的に児童生徒の学力向上に影響を与えている。

今後もこれらの取り組みを継続・発展させることで、千代田区の児童生徒の学力はさらに向上していくものと期待される。

《藤井 千恵子》

国語と算数・数学の正答率を全国及び東京都の平均を上回る状態を維持するという目標は十分に達成されている。しかし、現状分析にあるように年度による違いや思考力・判断力・表現力等を問う問題について課題があるとのことである。この正答率の図表からでは児童・生徒の全体の傾向は見ることができない。例えば、正答数の分布状況や学校・学級の傾向、あわせて実施している学習意欲等の意識調査のデータなど多面的に分析し、必要に応じて支援するなどの方策を打ち出すことが求められる。補足資料にあるように様々

な取り組みを推進されているが、これらについても実施状況やその成果について評価することも重要である。特に、新たに導入された一人一台端末を子ども自らが学習方法を決めて学んでいるか、という視点は次期学習指導要領に直結する内容であり、一層の充実を図っていただきたい。

《条原 淳子》

国語と算数・数学において、全体としては、全国・都の平均を明確に上回っていることが確認できる。千代田区立学校指導改善プランや各学校と指導課の連携等により、目標設定が維持されていると考えられる。引き続き、本調査と先生方の児童・生徒理解を擦り合わせながら、A～Dのどの層の子どもたちにとっても、学びや探求のおもしろさ、分かる喜びが味わえるよう、個別最適な学び、協働的な学びを一層推進していかれることを期待する。

指導改善プランは本調査に基づいて作成されており、4～6年生の取り組みが示されている。そこにつながる1～3年生の発達段階に応じた学習習慣・生活習慣・基礎的な学びの姿勢を育てる指導なども工夫されていると思うので、学校生活アンケートなども活用し、一体的に示していくと学校全体としての確かな学びを育む教育の推進が共有されやすいのではないか。

《日永 龍彦》

本項目に関する千代田区子育て・教育ビジョンの基本的方向性は「全ての子どもに確かな学びを育む教育の推進」であり施策の方向性は「基礎学力の定着」である。このような方向性から学力面の評価をする場合、全国学力・学習状況調査の正答率平均値の経年変化だけでなく、分散や四分位数などのばらつきを見る必要がある。四分位による分析をするとどのような場合でも下位25%は存在するので、その下位25%の最低点もしくはその層の児童生徒の平均正答率と全国もしくは東京都平均正答率との比較などで確認することが必要になるだろう。

イ 千代田区立学校の体力・運動能力調査における体力合計点平均値

《上岡 学》

小学校、中学校ともに全国平均や東京都の平均に近い数値であり、平均の水準を維持している。運動する場所の少ない中、様々な施策により基礎体力を維持していると考えられる。一方で中学校段階では、やや減少する傾向がみられるため、小学校から中学校への継続的な体力・運動能力作りの取り組みが期待される。

《清水 哲也》

千代田区の体力運動能力調査（令和3年～令和6年）のデータから、小学校5年生では全国・東京都の平均を上回る結果である。中学校2年生は令和3年・令和4年の女子が若干劣るもの、全体的には概ね平均値に近い結果を示している。これは、千代田区が策定している「千代田区基礎体力向上プラン」の一定の成果である。データが概ね良好な成績を維持している点は、プランの目指す基礎体力の向上の取り組みが寄与していると考えられる。これは、継続的な運動機会の提供、体育の授業における指導の充実、スポーツイベントの実施などが効果を発揮している可能性がある。今後は、運動の重要性や楽しさを児童・生徒に伝える取り組みを充実し、子どもたちの運動への意識や自己肯定感を高め、主体的な運動習慣の形成が促されることを期待したい。

なお、全国的な傾向として、新型コロナウイルス感染症の影響により体力の調査結果の低下が報告されている。千代田区においても、一時的な体力低下が見られた可能性があり、今後は、更なるプランの活用によりコロナ禍以前の水準への完全な回復、そして更なる向上を目指してほしい。

《藤井 千恵子》

目標設定は体力合計平均値が全国平均を上回るとしている。その点から小学校は概ね達成しているが、中学校は上昇傾向にあるものの十分とは言えない状況である。特に、運動系部活動に所属していない女子生徒は日頃から運動に取り組む機会が少ないのでないか。こうした実態を捉えることも必要となる。

また、生活習慣及び食習慣等の健康に関する実態も含めて、現在も取り組んでいる内容について評価・改善を図られたい。

一方、区として幼稚園児からコオーディネーショントレーニングに取り組み、運動への意欲向上や体力向上に努めており、その成果が徐々に表れてきている。効果的な取り組みであり、教育委員会の支援が必要な取り組みでもある。各学校・幼稚園で教育課程を工夫し、年間指導計画に位置付け、「健康チェックシート」等と連動させたり、保護者にも協力を仰いだりして多面に取り組むことが求められる。

《糸原 淳子》

体力・運動能力調査においては、5年生は男女ともに、ほぼ全国平均を上回っている。中学生は全国平均を下回っているものの、令和3年度からの経年変化においては、右肩上がりとなっており、体力・運動能力が着実に上がってきていることが見て取れる。

子どもを取り巻く環境の変化やコロナ禍の影響などから、全国的に体力の低下が課題となる中、千代田区立小・中学校全体で5つのPROJECTを方策として各校が千代田区基礎体力向上プランを作成し、広い視野で心と体の健康、体力・運動能力の向上を推進している。

さらに、令和4年度からは、全小中学校（幼稚園含む）においてコオーディネーショントレーニングに取り組み、数値的にも映像からも身のこなしの調整力が明らかに向上去てきていることが分かる。幼稚園では怪我も減り、中学生のインタビューでは「勉強に集中できるようになった」「コオーディネーションの授業を通してみんなが仲良くなれた」など集中力、人との関わり、自己肯定感にもつながったことなど実感を嬉しそうに語っている。幼児期から中学校まで継続して取り組むことで、心身の健康と成長につなげ、指導改善プランと併せて生涯を生きる力の土台を培うことが期待できる。

《日永 龍彦》

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点の経年変化からは、小5男子では目標値とする全国平均を上回り続けているが、小5女子では昨年度初めて全国平均を下回っている。それまでは毎年度体力合計点が上昇していることから、本年度以降の結果を見ながら異常値なのかどうかを見極めていく必要があるだろう。中学2年については男女ともに全国平均に届いてはいないが、徐々にその差は縮まっているため、区の基礎体力向上プランによる様々な取り組みが功を奏しているものと推察される。

また、本区では長年にわたって幼稚園やこども園でのコオーディネーショントレーニングに取り組んでいるとの説明もあり、その回数が多いほど効果が上がっているというデータも確認できた。このような取り組みも少なからず小学生の体力向上に好影響を与えている可能性もある。

ウ 学級満足度尺度

《上岡 學》

全体を概観すると小学校も中学校もQUテスト（学校生活アンケート）の結果は微増上向き傾向であり、評価できる。一方で各校の状況は、一律ではなくそれぞれを課題が異なることを示している。

今後、全体を概観することと同時に各校の分析を行い、各校の成果と課題を確認することとそのことに対する対策や取り組みを考えられるとよい。

《清水 哲也》

QUテスト（学校生活アンケート）の結果が全国平均を上回っているという事実は、千代田区の学校が、児童・生徒にとって居心地の良い環境であり、学習への意欲も高い状態を維持していると言える。このような安心して学べる環境が、学習意欲の向上につながり、結果として学力向上にも良い影響を与える。また、児童・生徒一人ひとりの状態を細かく把握することで、トラブルの芽を早期に摘み、いじめや不登校の発生率を低く抑えることにもなる。

今後は、紙ベースの調査からWEBの調査へと移行することで、児童生徒が抱えている問題に迅速に対応できるようになる。さらに、WEBで採点や集計作業が自動化されるため、教員の事務的な負担が大幅に軽減される。その結果、本来の業務である児童・生徒への指導や、個別の相談対応により多くの時間を割くこともできる。テスト結果を即時に確認し、教員がタイムリーな対応をとることは、児童・生徒へのきめ細やかなケアにつながる。こう

した取り組みは、変化の激しい現代社会において、子どもたちの健やかな成長を支える上で不可欠な要素である。

《藤井 千恵子》

学級満足度尺度における目標設定の全国平均を上回ることについて、小学校6年及び中学校1年ともに目標を達成している。より詳細なデータでもほぼ肯定的な回答が多く、全体としてはよい傾向にある。しかし、小学校1年生では傷害行為認知や学級生活不満足など課題が見られる。QUテストのデータを学級・学校・教育委員会のそれぞれの立場からどのように分析し方策を練るか、工夫することが求められる。

教育委員会では「学級経営支援アドバイザー」や「心の教育コーディネーター」等様々な人的支援を充実させており、その成果も明らかにしていきたい。

また、例えば年に1回の実施をしているフレンドシップ・サポートが効果的とのことであるので、年に複数回実施するなどの対応も必要だろう。一人ひとりへの児童生徒への支援、教員への支援など学級の実態に応じた対応策を学校と共に構築されたい。

《糸原 淳子》

学校満足度尺度については、非常に重要な調査であると感じる。教員の児童・生徒理解と、実態のズレなどを把握して、選定理由にあるように一人ひとりがよりよい学校生活を送れるような環境整備と指導につなげていかなければならぬ。

高学年になるにつれ満足群の数値が高くなっていることは、学級経営の積み重ねの成果と受け止められるが、侵害行為認知群・不満足群・非承認群はやはり少なからず存在している。様々な背景が考えられ支援の困難さもあるが、チーム力と関係諸機関との連携を通して誰一人取り残さない指導を引き続き目指していただきたい。心の教育コーディネーターの支援は、先生方にとっても大きな心の支えとなるので、柔軟な連携が取れるとよい。

1年生の満足群が低いのは、「小1ギャップ」なども課題として考えられるが、調査の時期や、質問内容の意図がまだ十分に汲み取れないなどの現状もあると思われるので、教師による一人ひとりの児童理解がより一層重要である。

《日永 龍彦》

学級満足度尺度は比較的少数の設問からなるもので手軽に実施できる一方でその時々の子どもたちの置かれている状況がたまたまどうだったか（直前の学級内での出来事など）で結果は大きく変わる可能性がある。しかし、学級満足度尺度を用いて子どもたち一人一人の状況を把握し、学級経営支援アドバイザーの派遣を行うことで、いじめ・不登校の減少に一定の効果をあげている様子が見受けられる。このようなアンケートの結果を適時に利用し、よりよい学校生活環境の整備に役立てていることがわかる。

エ 区立幼稚園定員充足率の向上

《上岡 学》

全国区的課題でもある幼稚園の在り方が千代田区にも求められている。幼稚園の在り方が時代の要請に追いついていない部分をいかに補足していくかということである。その点で千代田区は、「預かり保育時間の拡充」、「給食の提供」など先進的取組に着手しており、今後、幼稚園希望者のニーズに適合していくべく対応を考えられている。継続的に保育時間拡充の効果検証や給食の充実など効果検証が必要である。

また、幼児教育の特色を出すために「教育」の充実を他機関との差別化として計画、実施し、それを広報として示すということが重要な課題となるであろう。

《清水 哲也》

待機児童ゼロは一見すると良い状況に見えるが、区立幼稚園の定員割れという形で、千代田区の幼児教育の選択肢として選ばれていないという課題を抱えている。今後、定員充足率を単なる数字として追うのではなく、保護者の満足度や入園を検討した理由、選ばなかった理由などを詳細に分析し、施策に反映させていくことが重要である。

会議で、「人口動向として、都心回帰や再開発に伴い、ファミリー層の流入は今後も続く可能性」があるとの説明があった。共働き世帯の増加傾向が続くなかで、長時間保育への需要はますます高まることが予想される。その一方で、幼児教育に対する保護者の関心は高く、画一的な教育内容ではなく、特色のある教育を求める傾向はさらに強まるだろう。

こうした状況を踏まえ、預かり保育、コオーディネーショントレーニングの導入、給食の提供などは、保護者の多様なニーズに応えようとする積極的

な取り組みとして、千代田区立幼稚園のアピールポイントになり得る。こうした取り組みが、どれだけ保護者に認知されるかが鍵であり、「充実した教育内容をアピール」という方向性を大切にしてはどうか。区の広報紙、ウェブサイト、SNS、入園説明会などを通じて、具体的な教育内容や園生活の魅力を積極的に発信していく必要を感じる。

《藤井 千恵子》

目標設定は、幼稚園の定員充足率の向上とある。今は共働きの家庭が増加しており保育所への需要が高まっている。今後、幼児人口も減少することが想定されると、ますます幼稚園の充足率向上は期待できないだろう。

しかし、区立幼稚園として預かり保育、給食やお弁当の提供等保護者のニーズに応える施策を実施し充足率の向上に努めている。

千代田区の幼稚園は幼保連携、区立こども園など特色ある幼稚園が設定されている。こうした特色に加えて千代田区ならではの幼児教育を充実させることが求められる。例えば、地域の特色を生かした保育内容や併設されている小学校の校庭を十分に使った運動遊び及びコオーディネーショントレーニングの実施、皇居に近いことから園庭等に自然を呼び込む工夫、大学や大使館等との連携による国際理解に関わる保育内容など、各幼稚園の地域の特色を十分に生かして魅力を高め、保護者から選ばれる幼稚園をアピールすることが重要となる。

《条原 淳子》

共働き家庭の増加、家庭や地域での直接体験の困難さなど、時代のニーズや課題に区立幼稚園が応えていくことは重要な課題である。文部科学省は「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告」（令和6年10月）において、「公立幼稚園は、これまでも幼稚園教育要領を着実に実践し、その専門的知見やノウハウを他の幼児教育施設に提供するなど、地域の幼児教育の質向上において重要な役割を果たしてきており、今後もその役割を果たすことが重要である」とし、地方自治体が公立幼稚園の役割を果たせるよう、預かり保育の実施やこども園への意向を検討することを求めている。さらに預かり保育の質の向上を図るために研究にも力を入れている。

そうした中で、本区がこども園化も見据えつつ、区立幼稚園定員の充足率向上のため、今年度より預かり保育の時間延長や弁当給食等の取り組みを始めたことは意義深い。預かり保育の運営に正規教員が加わることにより、環境や指導の一層の充実が図られている園もある。少子化の影響は大きく、定

員充足率につなげる難しさはあるが、多文化理解、多様性の尊重、国際感覚の醸成等、共生社会の担い手としての基礎を培う教育や保幼小の連携・接続の実践、研究などを発信し、地域の幼児教育の質の向上に寄与していく役割が広く理解されることが重要である。

《日永 龍彦》

第3期 千代田区子ども・子育て支援事業計画に区立幼稚園の定員充足率の向上を掲げており、そのために、預かり保育拡充や給食の提供、コオーディネーショントレーニングの実施などの取り組みを進めてきている。

しかしながら、全体としては充足率の低下に歯止めがかかっていない状況がある。区立幼稚園8園のうち、3園が区平均を下回っていて、概ね30～40%程度にとどまっている。これらの園については、預かり保育拡充や給食の提供が今年度からの実施であることについて、区民に対する告知のタイミングが遅れていたことが影響しているのではないかとの分析が事務局から示されているため、次年度以降も継続的に観察していく必要があるだろう。

ところで、これまでの点検・評価活動に参加する中で、区立幼稚園と民間委託の保育所を見てきた。民間委託の保育所が園庭の確保をはじめとする保育環境整備に課題が残る一方で、区立幼稚園は小学校に併設されている園があったり、遊び場が十分確保されてたりするなど、環境面では整っている園が多い。保育所の民間委託にもかなりの予算をかけているのであれば、区立幼稚園のこども園への転換なども検討する必要があるのではないだろうか。

オ 学童クラブの定員超過数

《上岡 学》

学童クラブの需要が大変高いことが表とグラフから理解できる。それらに対して本区としてはきめ細かく対応されている。特に小学校1～3年の利用率が高く、4年以上では低くなる。

このような傾向も踏まえ、今後も希望者の増加を想定したうえでの施策が期待される。保護者の求める学童の条件が「学校内」、「家から近い所」ということであり、このあたりも十分考慮したうえで開設することが求められる。

《清水 哲也》

児童館併設学童及び学校内学童に人気が集中し、定員超過が発生している一方で、私立学童にかなりの空きがあるのは、単に学童保育の総定員が不足しているのではなく、「児童館併設学童及び学校内学童を利用したい」という保護者のニーズと、私立学童の供給との間に大きなミスマッチがあることを示している。

令和7年に私立学童を2園増設したことは、総定員を増やすという点では一見有効な対策に見える。しかし、児童館併設学童及び学校内学童へのニーズが高い現状で、この対策は根本的な定員超過問題の解消にはつながりにくい。

私立学童の利用を促すためには、保護者の「私立学童でも良い」と思えるような付加価値をつけることが求められる。児童館併設学童及び学校内学童に人気が集中する背景には、「通い慣れた場所で安心できる」といった理由に加え、私立学童に関する情報が不足している可能性がある。各施設の特色やメリットを積極的に発信し、保護者が納得して選択できる環境を整えることも重要である。

千代田区が抱える学童保育の問題は、単に定員を増やせば解決するものではなく、保護者の多様なニーズを汲み取り、より柔軟な選択肢を提供していくことが求められているのではないか。

《藤井 千恵子》

学童クラブの定員超過を解消するという目標に対して、すでに実施している「放課後子ども教室」、新たに二つのクラブの設置、など目標達成にむけて努めている。保護者の共働きが増え、放課後等に児童が安心して過ごすことができる学童クラブの需要は今後もますます増えていくと考えられる。特に、近年では夏休み中の気温が高まっていて外遊びもできないことや学校での水泳指導も行われず子どもの居場所が奪われている現状がある。長期休業中の子どもの居場所についてもすでに実施しているとのことであり、保護者のニーズに応えていることが分かる。

定員超過を解消するとともに、子どもたちの活動内容の充実や問題行動の有無、学校や保護者との連絡体制、指導者の資質向上のための研修等、質的な内容についても掘り下げて検討していくことが望ましい。

《糸原 淳子》

子どもの放課後の安全な居場所を確保すること、保護者が安心して働くよう支援することは重要な施策である。新築マンションの建設を見通して私立学童クラブを新設するなど、実情に応じた対策がとられている。全体的には定員超過数は大幅に減少しているものの、地域や施設において格差はある。子どもや保護者の立場から考えると学校内、あるいは近隣児童館併設学童クラブの需要が高いことは自然なことであろう。数値上だと区立児童館学童クラブは、10名を超える定員超過もあるが、現状では、4年生以上は登録しても毎日利用するとは限らないため、定員超過は大きな課題とはなっていないという説明があり、また、放課後子ども教室等の利用を推進することで、保護者の就労時間によっては、安全な居場所の提供となり得ることも理解できた。

今後も、児童数や一人一人の子どもの実情に応じた安全な居場所が確保できるよう計画的で柔軟な対応が求められる。

《日永 龍彦》

学童クラブの定員超過解消が目指されているが、実状を聞く限りでは、定員超過数という指標が必ずしも適切ではないような印象を受けた。定員超過数を算出する際、児童1人当たり面積1.65メートル以上が基準となっており、その際の児童数は登録児童数を使っている。

しかし、事務局の説明によると、日常的な利用児童数と登録児童数には3割程度の乖離があり、利用児童数と登録児童数がほぼ同数になるのは夏休み期間中に限られるようなことがあったり、4年生以上になると通塾日以外しか利用しないということがあったりなどの事情がその背景にある。

そうすると、夏休み期間中などのごく一時期の例外的な状態で定員超過数を算出するのが良いのか、各月の平均利用者数に基準面積を乗じた面積と各クラブの実際の面積とを比較して、超過の状況を把握するような指標の算出方法の変更が必要ではないかと考えられる。

4 各事業についての評価及び今後の取組み

(1) 子どもの遊び場確保の取組み

本区の子どもの遊び場確保事業については、都心部という土地制約の厳しい環境下において、遊び場の量的整備が着実に進められ、2か所から10か所に「子どもの遊び場」を増加させたことや、アンケートや最大利用者数をもとに試算した最低必要面積の3.5倍以上の面積を確保するなど「量」としての成果に高い評価をいただいた。また、夏休み期間中に冷房の効いた小学校や旧九段中学校の体育館を活用するなど子どもたちのニーズに沿った事業を実施している点。さらに、見守り役であるプレーリーダーやシルバー人材を配置するだけでなく、研修などを通じてその質を維持するように努めている点も肯定的に受け止めていただいた。

今後の対応としては、これまでの量的確保から質的充実への転換を図る必要がある。安全面では、見守り人員の配置や事故対応マニュアルの整備と運用の徹底を引き続き進める。環境面では、児童・家庭支援センターで実施している子どもや中高生の居場所事業と連携を行い、遊び場から、読書・勉強・雑談など多様な活動が可能な空間づくりの場へとシームレスに移行することができるような環境づくりを検討する。

また、既存施設の活用においては、公園や広場のボール遊びのスペース確保や、学校施設（校庭・体育館）の開放時間の拡大による放課後や週末の利用など需要に応じた運用方法の見直しを検討する。運用方法の見直しには子どもや保護者の声を反映する仕組みづくりが不可欠であり、適宜世論調査やアンケート調査を実施し、多様なニーズを拾い上げながら他自治体の事例なども千代田区の実情に合わせ活用しつつ政策に反映していく。

(2) おがちよ教育交流事業

本事業は、千代田区と小笠原村との子どもたちが相互交流を行うことで彼我の違いを知り、区立中学・中等教育学校に在籍する生徒の自然保護や平和・文化を尊重する態度を醸成することが出来るという、小笠原村において非常に貴重な体験を創出している。また、事前学習の実施や小笠原村での体験を通じて有意義な時間を過ごすとともに、子どもたちの豊かな人間性を育むことを目指している。

多感な時期を迎えている中学生が世界自然遺産である小笠原村で様々な学びができる教育委員会主体の本取り組みは、教育的な意義があり非常に有効なため、継続していくべきであるという評価をいただいた。

一方、代表派遣生徒人数の枠に対して応募者多数の状態であり、選考の倍率が高いことへのご意見をいただいた。意欲のある生徒を出来る限り本事業に参加させられるよう、令和7年度は代表派遣生徒を18名（令和6年度から3名増）としたが、派遣人数については、小笠原村の受け入れ体制等も考慮しなければならなかったため、引き続き関係各所と調整しながら、来年度の代表派遣生徒人数について検討していく。

また、区内小学生等へ本事業について広く周知すべきであるということについてもご指摘いただいた。現在、代表派遣生徒による事業報告会は関係者のみに公開しているが、学校等を会場として広く傍聴者を募っての開催やホームページへの事業報告の掲載等、報告の方法についても工夫していく。また、小学生が小笠原村について授業で学ぶ際に本事業の紹介を盛り込む等、周知方法の拡充を進めていく。

（3）定量的指標を用いた項目に係る評価及び意見

ア 全国学力・学習状況調査の正答率

児童・生徒は、全国学力・学習状況調査において、国語・算数（数学）の本区の正答率が全国や都の平均を概ね上回り、一定の成果をあげていることについては、本区における「少人数指導」や「ＩＣＴ機器の利活用」、「指導改善プラン」による授業改善等が学力向上に寄与しているものと高い評価をいただいた。

一方で、年度による変動や思考力・判断力・表現力を問う問題の正答率に課題があることについて指摘をいただいた。さらに、平均値だけを指標としていることについて、児童生徒の実態を十分に把握しているとは言い切れず、改善すべき点として指摘をいただいた。

今後は、当該学年の課題と思われる教科や単元、領域などを分析するとともに、調査問題の回答分析を行い、思考力・判断力・表現力における課題点を評価し、授業改善につなげていくようとする。さらに、本区独自の学力調査を含め、意識調査とのクロス分析を行い、多面的に児童生徒の状況を評価していく。

このことにより、児童生徒の学習や生活への意欲や自己肯定感の様子を把握し、一人ひとりに応じた学習支援の充実につなげ、「確かな学び」の保障を推進していく。

イ 千代田区立学校の体力・運動能力調査における体力合計点平均値

体力・運動能力調査において、本区の小学校5年生では、男女とも多くの種目で全国平均を上回り、その状態が維持されていることについて、これまで本区が重点的に取り組んできた「基礎体力向上プラン」や「コオーディネーショントレーニング」の成果が表れているものと一定の評価をいただいた。

一方、中学校段階では、依然として全国平均を下回る種目が多く、少しずつの向上は見られるものの、特に女子に関しては課題が多く見られ、平均値だけでなく下位層や生活習慣も含めた分析が必要との指摘をいただいた。

今後は、令和4年度から全校園で実施を開始したコオーディネーショントレーニングをより効果の上がる回数の実施へと拡大するとともに、部活動の推進や外遊びの機会拡充など、授業以外での運動機会を増やす取り組みや、令和6年度に作成した「生活習慣チェックシート」を活用した、生活習慣・食習慣等の改善を図り、総合的な体力向上に資する取り組みを推進していく。さらに、保護者や地域とも情報を共有し、幼児期から中学校まで一貫した健康づくり、体力づくりを協働的に推進し、子どもの健やかな成長を支えていく。

ウ 学級満足度尺度

Q U テストは令和 7 年度より W E B 版へと変更している。変更の理由としては、アンケート回答後に即時、集計が行われ、すぐに学級担任の学級経営に活かすことができること、アンケート結果を電子媒体にて保管したほうが紛失を防ぐことができることの 2 点である。この変更については、児童・生徒への迅速な対応を図ることができることから、一定の評価をいただいている。

本区の傾向として、小学校 1 年生の学校生活満足群の状況の課題について指摘をいただいた。このことは「小 1 ギャップ」、「小 1 の壁」と言われる問題が要因と考えられる。今後は、「スタートカリキュラム」や「保幼小の架け橋プログラム」等の実践を通して、小学校生活により適応することができるよう、保幼小の連携をさらに推進していく必要がある。

また、区全体の結果としては、「侵害行為認知群」を除き、全国平均よりも良い傾向にあり、子どもたちは比較的、安心・安全に学校生活を送ることができていると推認できる。「侵害行為認知群」については、いじめや悪ふざけに関する項目であるため、学校としてはより軽微な事案についても見逃さず、丁寧に指導していくことで改善されると認識している。そこで、生活指導主任会や若手教員育成研修においていじめやいじめの重大事態について改めて周知していく。さらに、学級経営支援アドバイザーや心の教育コーディネーターなどの、様々な人的支援を充実させていることへの評価をいただいていることを鑑み、引き続き、学校のニーズに応じた支援体制を構築し、教員の指導力向上にも努めていく。

エ 区立幼稚園定員充足率の向上

子ども・子育て支援事業計画で掲げられている区立幼稚園の定員充足率の向上について、この 7 年で右肩下がりとなっている中、有識者の皆様からは、教育内容の充実を図るためのコオーディネーショントレーニングの実施や、今年度からの新規事業「預かり保育時間の拡充」や「給食・弁当の無償提供」などについて、保護者のニーズに応える前向きな取り組みをしているとの評価をいただいた。

一方で、幼稚園の定員割れに歯止めがかかっていない状況から、千代田区の幼児教育の選択肢として幼稚園が選ばれていないとのご指摘や、今後も幼児人口の減少や共働き家庭の増加が予想される中、認定こども園への転換も検討する必要がある等のご意見をいただいている。また、保護者が求めるニーズに応じた教育内容の充実についても指摘をいただいた。

以上の評価やご意見を踏まえて、幼児教育については地域資源を活用した保育やコオーディネーショントレーニング、国際教育など、千代田区ならではの

充実化を図ることで、他施設との差別化を進めていく。さらに、保護者の満足度や選択理由の分析を通じて、施策を改善し、広報紙やSNS、説明会などを活用した積極的な情報発信により、園の魅力を広く伝えていく。区立幼稚園の役割を再定義し、地域の幼児教育の質向上に寄与する体制づくりを進めていく。

また、定員充足率を単なる数字の成果として追うのではなく、保護者の満足度、質の高い幼児教育の観点から、保護者から選ばれる幼稚園を実現するため、教育内容の充実や、「預かり保育時間の拡充」や「給食・弁当の無償提供」の継続、また幼稚園の認定こども園への転換への検討など、あらゆる選択肢を視野に入れながら、区立幼稚園の定員充足率の向上に取り組んでいく。

オ 学童クラブの定員超過数

学童クラブの定員超過を解消するという目標に対して、区で行っている新規施設の設置や、放課後子ども教室へ参加といった対応方法に努めていることについて一定のご評価をいただいた。

一方、児童館併設学童及び学校内学童に人気が集中し、定員超過が発生している一方で、私立学童にかなりの空きがあるのは、単に学童保育の総定員が不足しているのではなく、「児童館併設学童及び学校内学童を利用したい」という保護者のニーズと、私立学童の供給との間に大きなミスマッチがあることを示しているというご指摘はもっともある。

有識者の皆様からいただいた、単に定員超過の解消ということだけではなく、「私立学童でも良い」と思えるような付加価値をつけることや、子どもたちの活動内容の充実や問題行動の有無、学校や保護者との連絡体制、指導者の資質向上のための研修等、質的な内容の充実等、一人ひとりの子どもの実情に応じた安全な居場所が確保できるよう計画的で柔軟な対応をというご助言を踏まえ、私立学童に関する情報発信や提供サービスの質の確保、学校との連携や保護者、児童とのコミュニケーションを通じたニーズの確認など、質の充実にも取り組んでいきたい。

また、定員超過についても、定員超過の視点のみならず、長期休暇期間中や、通常の学校開校時での差異のデータも活用しながら検討していきたい。

5 あとがき

今回は、教育環境の向上を目指して多岐にわたる事業を実施した中で、主要施策の成果に基づき、令和6年度の教育委員会所管の事業の中から、子どもたちの体験活動を推進する千代田区独自の新規事業並びに、有識者の知見を活用することで今後の施策展開の方向性及び対応を展開していく事業を選定した。

また、教育分野における事業においては、効果がすぐに目に見えて現れないものであるため、主要な施策及び事業に対し、成果指標における当該年度の目標値達成率に関する定量的評価を実施した。有識者からいただいた指導及び助言をフィードバックし、教育現場の課題や改善点を明確にするとともに、各項目の目標達成に向けて邁進していく。

教育委員会は、子どもをめぐる社会環境の状況を適切に把握した上で、社会情勢や時代のニーズを踏まえ、より効果的で発展的な教育の推進と教育環境の充実に取り組んでいく。

令和7年10月

千代田区教育委員会

資料1 教育委員会の活動

1 制 度

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の任免その他的人事に関する事務を処理し、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理・執行する合議制の執行機関である。

2 組 織

教育委員会は、教育長及び4人の教育委員により構成される。

教育長は、区長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものから、区長が、議会の同意を得て任命する。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものから、区長が、議会の同意を得て任命する。教育長の任期は3年、教育委員の任期は4年であるが、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とされている。また、委員は再任されることができる。

教育委員名簿

職 名	氏 名	任 期
教育長	堀米 孝尚	令和6年4月1日 - 令和9年3月31日
委員	長崎 夢地	令和3年10月17日 - 令和7年10月16日 令和5年7月2日付職務代理者として指名
委員	俣野 幸昭	令和4年3月25日 - 令和8年3月24日
委員	佐藤 祐子	令和4年3月25日 - 令和8年3月24日
委員	水野 珠貴	令和5年7月2日 - 令和9年7月1日

3 会議

教育委員会の会議は、教育長が招集する。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

「千代田区教育委員会事務局文書専決規則」に基づき、次に掲げる事案は、委員会の議決を受ける。

- (1) 区教育行政の運営に関する一般方針に関すること。
- (2) 事務事業の基本的な方針及び計画の設定、変更又は廃止に関すること。
- (3) 教育予算その他区議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関すること。
- (4) 教育財産の取得の申出及び用途の廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、付属機関の構成員の任免及びその他の人事に関すること。
- (6) 千代田区立学校教育職員の懲戒及び分限に関すること。
- (7) 教育委員会規則及び訓令に関すること。
- (8) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (9) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。
- (10) 特に重要な告示、公示、公表、情報公開、通達、協議、諮詢、申請、照会、同意、回答及び通知に関すること。
- (11) 特に重要な許可その他の行政処分に関すること。
- (12) 審査請求の裁決及び重要な訴訟に関すること。
- (13) 特に重要な広報に関すること。
- (14) (1) から (13) までのほか、特に重要又は異例に属すること。

4 活動

教育委員会の会議は、定例会と臨時会とし、定例会は毎月第2火曜日及び第4火曜日に開催し、区教育行政の基本的な施策の決定や重要な事案を処理する。なお、臨時会は、必要に応じて開催する。

- (1) 令和6年度会議開催状況

定例会・臨時会 25回

(2) 令和6年度 教育委員会開催会議事項

会議名	開催日	会議事項
令和6年 第7回 定例会	4月9日	<p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学童クラブの在籍状況（令和6年4月1日時点） 2. 令和7年度使用 千代田区立学校教科用図書の採択事務日程について 3. 令和7年度 校園長による経営方針等説明会について 4. いじめ、不登校、適応指導教室の状況（令和5年度3月） <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（4月20日号）掲載事項
第8回 定例会	4月23日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議案第19号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会の委員委嘱」 <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和6年度教育委員訪問及び教育委員視察について 2. 令和6年度 学校保健会総会の開催について 3. 千代田区立九段中等教育学校入学等あり方検討会の開催について <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（5月5日号）掲載事項
第9回 定例会	5月21日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議案第20号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」 <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 千代田図書館における夏休み期間中の繰上げ開館について（試行実施） 2. 教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価について 3. 幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況（令和6年5月1日現在） 4. 子育て支援に関する区民ニーズ調査の結果について 5. 令和6年度学童クラブ学年別在籍状況（令和6年5月1日現在） 6. 令和6年度学童クラブの整備について 7. 令和6年度 学級編制（令和6年5月1日現在の児童・生徒・学級数）について 8. 令和7年度使用教科用図書採択について 9. いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況（4月） <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（6月5日号）掲載事項
第10回 定例会	6月11日	<p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価について 2. 審査請求（情報非公開決定処分）に係る裁決案について【秘密会】 3. 千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公民協働推進制度による子どもたちへの文化芸術の学習機会

		<p>の充実に関する協定締結について</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 子ども読書活動推進計画の改定について 3. 子ども部に係る2定提出案件について 4. 審査請求（存否応答拒否処分）の取下げがあった件について 【秘密会】 5. 「千代田フレンズ」実施サービス等の見直しについて 6. 特色ある教育活動について <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（6月20日号）掲載事項
第11回 定例会	6月25日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議案第21号「千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」 2. 議案第22号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会に対する審査命令」【秘密会】 <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校健全育成サポートチームからの報告について【秘密会】 2. 令和6年千代田区議会第2回定例会報告について 3. 子どもの遊び場事業の拡充について 4. 第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画について 5. 神田さくら館における子育てひろばの実施について 6. (仮称)四番町公共施設新築工事について 7. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（5月分） 8. 令和6年度至大荘行事運営の一部見直しについて <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（7月5日号）掲載事項
第12回 定例会	7月9日	<p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和6年千代田区議会第2回定例会報告について（教育委員会関係質問・答弁概要） 2. 「おがちよ教育交流事業」出港式について 3. 令和7年度使用 中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書選定委員会答申【秘密会】 <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（7月20日号）掲載事項
第13回 定例会	7月22日	<p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童手当・児童扶養手当の拡充について 2. 教科書展示会の結果について 3. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（6月）について <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（8月5日号）掲載事項
第3回 臨時会	7月30日	<p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和7年度使用 中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択【秘密会】 2. 令和7年度使用 特別支援学級用教科用図書採択【秘密会】 3. 令和7年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択

		【秘密会】
第14回 定例会	8月27日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議案第24号「審査請求（令和5年8月3日付け）に対する裁決について」【秘密会】 2. 議案第25号「審査請求（令和5年3月24日付け）に対する裁決について」【秘密会】 3. 議案第26号「令和7年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択」 4. 議案第27号「令和7年度使用 特別支援学級用教科用図書採択」 5. 議案第28号「令和7年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択」 6. 議案第29号「令和7年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択」 <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則について <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. おがちよ事業報告及び報告会の開催について 2. 千代田区教育ローン利子補給金事業について 3. 夏休み期間中の小学校体育館開放事業について 4. 教育委員会室のカメラ制御機能の配備について 5. 就学前プログラムの改訂について 6. 区緊急保育施設の閉所について 7. 令和6年度千代田区立小学校陸上記録会について 8. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（7月）について 9. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（1学期）について <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（9月5日号）掲載事項 3. 教育広報かけはし第134号の発行
第4回 臨時会	9月4日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議案第30号「教育事務に関する議案の意見聴取について（回答）」
第15回 定例会	9月10日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議案第31号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」 <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校生活アンケートの結果について（区全体） <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（9月20日号）掲載事項
第16回 定例会	9月24日	<p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 千代田区障害者活躍推進計画の再策定について <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和6年度教育委員視察について 2. 令和7年度 区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園申

		<p>込みについて</p> <p>3. 令和7年度 神田一橋中学校（通信教育課程）の入学者募集について</p> <p>4. いじめ、不登校、はくちょう教室の状況報告（8月）</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（10月5日号）掲載事項</p>
第17回 定例会	10月8日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第32号「障害者活躍推進計画の再策定」</p> <p>『協議』</p> <p>1. 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度分）報告書について</p> <p>2. 千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正について</p> <p>『報告』</p> <p>1. 令和6年千代田区議会第3回定例会報告について</p> <p>2. 子ども・子育て支援事業計画の概要について</p> <p>3. 学校給食費の改定について</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（10月20日号）掲載事項</p> <p>3. 市町村教育長・教育委員研究協議会の報告</p>
第18回 定例会	10月22日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第33号「令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度分）報告書」</p> <p>2. 議案第34号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」</p> <p>『協議』</p> <p>1. 千代田区立学校・園の気象状況による臨時休校の対応に係る追加変更（通知）</p> <p>『報告』</p> <p>1. 子ども部に係る令和6年第4回千代田区議会定例会案件について</p> <p>2. 区立児童館における一時預かり保育のオンライン申請等の導入について</p> <p>3. （仮称）四番町公共施設新築工事について</p> <p>4. 令和6年度学力調査の結果について</p> <p>5. 令和6年度 体力調査（東京都）の結果について</p> <p>6. いじめ、不登校、はくちょう教室の状況報告（9月）</p> <p>7. 令和6年度特別区人事委員会勧告について</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（11月5日号）掲載事項</p> <p>3. 令和7年度区立保育園・こども園等の入園について</p>
第19回 定例会	11月12日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第35号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告及び承認」</p> <p>『協議』</p> <p>1. 千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について</p> <p>『報告』</p>

		<p>1. 令和7年度学童クラブの入会について 2. 令和7年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱について 3. 令和5年度千代田区における児童・生徒のいじめ、不登校の実態について（概要）</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（11月20日号）掲載事項</p>
第20回定例会	11月26日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第36号「千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」 2. 議案第37号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」</p> <p>『協議』</p> <p>1. 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 2. 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>『報告』</p> <p>1. 令和6年千代田区議会第4回定例会報告について 2. 令和7年度入学 中学校学校選択結果報告 3. 令和7年度入学 神田一橋中学校（通信教育課程）出願状況報告 4. いじめ・不登校・はくちょう教室の状況（10月）</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（12月5日号）掲載事項</p>
第21回定例会	12月10日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第38号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（教育に関する議案に対する意見）」 2. 議案第39号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（教育委員会規則の一部改正）」 3. 議案第40号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」</p> <p>『報告』</p> <p>1. 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備について</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（12月20日号）掲載事項</p>
第22回定例会	12月24日	<p>『報告』</p> <p>1. 第4次千代田区子ども読書活動推進計画の素案について 2. いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況（11月）</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（1月5日号、1月20日号）掲載事項</p>
令和7年第1回定例会	1月28日	<p>『協議』</p> <p>1. 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p>

		<p>2. 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 3. 千代田区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 区立学校・園 卒業式及び入学式等について 2. 令和6年度雅楽教室の開催について 3. いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況（12月） 4. 適性検査の応募状況について 5. 他校との連携協力協定及び姉妹校提携について <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（2月5日号）掲載事項 3. 教育広報かけはし第135号の発行について
第2回 定例会	2月12日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議案第1号「千代田区立少年自然の家条例の一部を改正する条例」 2. 議案第2号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」 3. 議案第3号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」 4. 議案第4号「千代田区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」 5. 議案第5号「令和7年度教育管理職の任命に係る内申について」【秘密会】 <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 千代田区新型コロナウイルス感染症対策に係る千代田区立学校の施設の利用制限に伴う使用料の減額の特例に関する規則」の廃止について <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども部に係る令和7年千代田区議会第1回定例会案件について【秘密会】 2. 第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画の素案について 3. 九段中等教育学校の適性検査の受検結果について <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（2月20日号）掲載事項
第3回 定例会	2月25日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議案第6号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告及び承認について」 2. 議案第7号「千代田区新型コロナウイルス感染症対策に係る千代田区立学校の施設の利用制限に伴う使用料の減額の特例に関する規則を廃止する規則」 <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則 2. 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 富士見二丁目広場の閉鎖時期及び再開発ビルへの入居施設

		<p>の検討状況について</p> <p>2. いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況等（令和7年1月）</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（3月5日号）掲載事項</p> <p>3. 市町村教育長・教育委員研究協議会の報告</p>
第4回定例会	3月11日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第8号「第4次千代田区子ども読書活動推進計画の策定について」</p> <p>2. 議案第9号「千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」</p> <p>『協議』</p> <p>1. 千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正について</p> <p>2. 千代田区教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為の委任に関する規則の制定について</p> <p>3. 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>『報告』</p> <p>1. 令和7年千代田区議会第1回定例会報告について</p> <p>2. 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備について</p> <p>3. 令和6年度全国体力・運動習慣等調査の結果について</p> <p>4. 千代田区立公立学校管理職の異動について【秘密会】</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（3月20日号）掲載事項</p> <p>3. 教育広報かけはし掲載予定事項（案）の確認</p>
第1回臨時会	書面開催	<p>『報告』</p> <p>1. いじめ重大事態に係る調査結果及び審査結果の報告について【秘密会】</p>
第5回定例会	3月26日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第10号「千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則」</p> <p>2. 議案第11号「千代田区教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為の委任に関する規則」</p> <p>『協議』</p> <p>1. 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正について</p> <p>2. 千代田区教育委員会規則で定める様式における公印の押印の特例に関する規則</p> <p>3. 千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正について</p> <p>4. 千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について</p> <p>『報告』</p> <p>1. 学校と企業等との連携先プログラムについて</p> <p>2. 第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画に係る意見公募の結果について</p> <p>3. いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（2月分）</p>

		<p>4. 令和6年度5歳児の運動能力に関する調査の結果について 『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（4月5日号）掲載事項
第2回 臨時会	3月31日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議案第12号「令和7年度教育委員会事務局幹部職員の異動」【秘密会】 2. 議案第13号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」 3. 議案第14号「千代田区教育委員会規則で定める様式における公印の押印の特例に関する規則」 4. 議案第15号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」 5. 議案第16号「千代田区立こども園処務規程の一部改正」 6. 議案第17号「千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」 7. 議案第18号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」 8. 議案第19号「幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用等について」【秘密会】 <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和7年度教育委員会事務局一般職員の異動について【秘密会】

資料2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成20年12月4日20千子子総第528号

改正

平成22年4月1日22千子子総発第26号

平成23年4月1日23千子子総発第158号

平成26年4月1日26千子子総発第177号

令和3年9月1日3千子子総発第96号

令和5年6月30日5千子子総発第73号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が行う事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめるこ^トとをいう。

(2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価は、法の規定に基づき委員会がその権限に属する事務（法第25条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により委員会事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）として処理する事

務事業及び委員会事務局子ども部が所管する事務事業のうち、当該年度における委員会の主要な事業として別に定めるもの（以下「主要事業」という。）を対象とする。

（点検及び評価の内容）

第4条 点検及び評価は、前年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとする。

（有識者の設置）

第5条 委員会は、点検及び評価の実施にあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検及び評価に関する有識者」（以下「有識者」という。）を置く。

- 2 有識者は、教育に関し学識経験を有する者の中から3名を選任し、委員会が委嘱する。
- 3 委員会は、特に必要があると認めた場合は、前項に定める有識者に加えて、有識者を選任し、委嘱することができる。この場合における有識者は、教育に関し学識経験を有する者以外の者を選任することができる。
- 4 有識者の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、補欠による有識者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員会の求めに応じて会議等に出席した有識者に対し、その出席日数に応じて謝礼を支払う。

（点検及び評価の実施）

第6条 委員会は、毎年1回、主要事業の進捗状況等を取りまとめ、有識者の意見を聴取した上で、点検及び評価を行う。

- 2 委員会は点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成する。
- 3 前項の報告書は区議会に提出するとともに、ホームページ等により区民へ公表するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月9日から施行する。

附 則（平成22年4月1日22千子子総発第26号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日23千子子総発第158号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日26千子子総発第177号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月1日3千子子総発第96号)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月30日5千子子総発第73号)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

資料3 有識者会議資料（第1回）

子どもの遊び場確保の取組み

1. 概要

子どもの成長過程においては、外遊びが必要かつ重要であることから、区は、平成25年度より、子どもの遊び場に関する基本条例に基づき、子どもの遊び場事業を開始し、子どもが外でのびのびと遊ぶことができる環境づくりを推進している。

これまでの区民ニーズ調査などの意見も踏まえ、毎年、遊び場の確保に努めたことにより、現在では区内10か所で子どもの遊び場事業を展開している。

また、遊び場事業以外の一部公園において、ボール遊びができる公園利用ルールの適用や夏場の花火使用など子どもが遊べる環境が拡充し、徐々に整いつつある。

2. 今年度の取り組み

4月より、子どもの遊び場のさらなる充実のため、旧九段中学校の校庭・体育館を活用し、新たな遊び場事業に加えた。また、夏に猛暑日が続く異常気象が常態化しつつある中、区は、夏場でも子どもが安全に遊べるように、冷房の効いた快適な環境の提供として、旧九段中学校の体育館及び一部区立小学校の体育館を開放することとした。

その他、関係部署により、子どもの遊び場事業に類似した様々な事業を展開している。

3. 今後の課題

今後の需要などを見通した遊び場事業の在り方について方針等の検討が必要である。

4. 今後の方針性（案）

目標としていた小学校の区域ごとの遊び場の設置および他部署による遊び場類似事業の展開を受け、遊び場の確保は一定の成果が得られた。今後は、夏の暑さ対策や校庭および公園等の既存区有施設の有効活用などを考慮し、遊び場の充実を図るとともに、AIを活用したニーズ調査等により、多様な子どもたちのニーズに寄り添った遊び場の確保を目指していく。

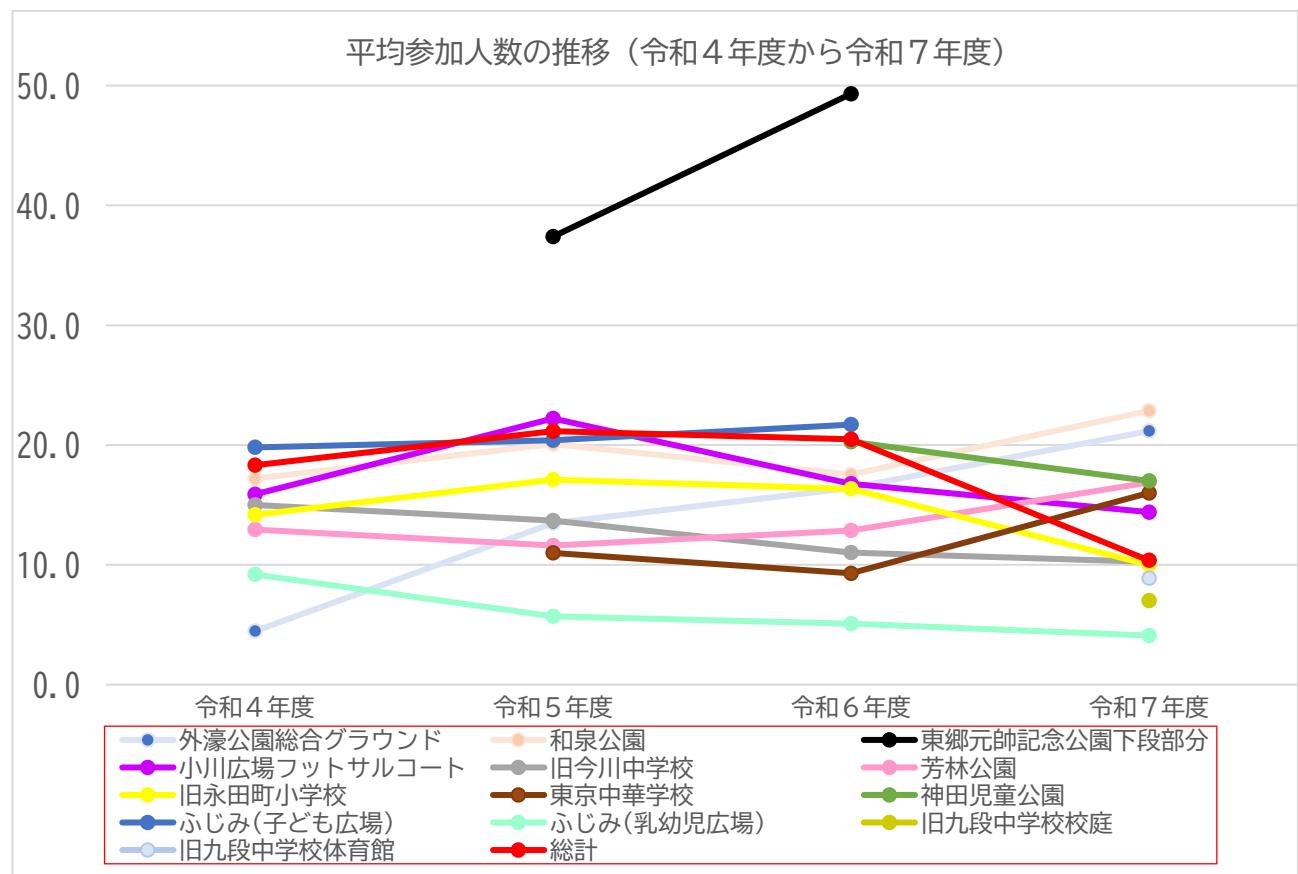
子どもの遊び場事業の維持目標の設定について

1 子どもの遊び場事業参加人数推移

利用人数については各年度実施回数を増やしていることから増加傾向にあるが、各遊び場の1回あたりの平均参加人数はおおむね横ばいであり、全体の平均参加人数は減少傾向にある。

	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度(6月末時点)		
	実施回数	利用人数	平均参加人数	実施回数	利用人数	平均参加人数	実施回数	利用人数	平均参加人数	実施回数	利用人数	平均参加人数
外濠公園総合グラウンド	15	67	4.5	31	418	13.5	33	542	16.4	6	127	21.2
和泉公園(平日)	43	642	14.9	42	824	19.6	41	647	15.8	12	278	23.2
和泉公園(土曜)	42	820	19.5	40	823	20.6	37	721	19.5	8	179	22.4
東郷元帥記念公園下段部分	—	—	—	26	972	37.4	29	1,430	49.3	—	—	—
小川広場フットサルコート	34	540	15.9	33	733	22.2	31	520	16.8	10	144	14.4
旧今川中学校	33	495	15.0	33	452	13.7	30	331	11.0	8	82	10.3
芳林公園	40	518	13.0	31	360	11.6	36	463	12.9	8	135	16.9
旧永田町小学校	45	638	14.2	35	599	17.1	36	588	16.3	8	80	10.0
東京中華学校	—	—	—	2	22	11.0	34	316	9.3	10	160	16.0
神田児童公園	—	—	—	—	—	—	22	446	20.3	4	68	17.0
ふじみこどもひろば (子ども広場)	115	2,282	19.8	115	2,350	20.4	116	2,518	21.7	—	—	—
ふじみこどもひろば (乳幼児広場)	115	1,054	9.2	115	655	5.7	116	589	5.1	29	121	4.2
旧九段中学校校庭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	91	637	7.0
旧九段中学校体育館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	91	809	8.9
総計	482	7,056	14.6	503	8,208	16.3	561	9,111	16.2	285	2,820	9.9

※『ふじみこどもひろば』および『旧九段中学校』においては、午前10時と午後4時30分時点の参加人数を合算して算出しています。



2 子どもの遊び場事業使用面積（令和7年度）

平均的な参加人数で遊び場が利用された場合、最小値である小川広場フットサルコートにおいて1人あたり約33m²の空間が確保されている。一方で、各遊び場における最大参加人数時でも、最小値である小川広場フットサルコートにおいて1人あたり約16m²のスペースが確保されており、一定のゆとりが保たれている。

	令和7年度(6月末時点)			最大参加人数	令和7年度 使用面積	平均参加人数 一人あたりの面積	最大参加人数 一人あたりの面積
	実施回数	利用人数	平均参加人数				
外濠公園総合グラウンド	6	127	21.2	47.0	6100m ²	288m ²	130m ²
和泉公園	20	457	22.9	36.0	4610m ²	202m ²	128m ²
小川広場フットサルコート	10	144	14.4	29.0	470m ²	33m ²	16m ²
旧今川中学校	8	82	10.3	15.0	1900m ²	185m ²	127m ²
芳林公園	8	135	16.9	26.0	1950m ²	116m ²	75m ²
旧永田町小学校	8	80	10.0	15.0	1150m ²	115m ²	77m ²
東京中華学校	10	160	16.0	29.0	3729m ²	233m ²	129m ²
神田児童公園	4	68	17.0	29.0	950m ²	56m ²	33m ²
計	74	1,253	16.9	226.0	20859m ²	1232m ²	92m ²
ふじみこどもひろば	29	121	4.2	11.0	300m ²	72m ²	27m ²
旧九段中学校校庭	91	637	7.0	32.0	1240m ²	177m ²	39m ²
旧九段中学校体育館	91	809	8.9	25.0	450m ²	51m ²	18m ²
計	211	1,567	7.4	68.0	1990m ²	268m ²	29m ²
総計	285	2,820	9.9	294	22849m ²	2309m ²	78m ²

3 遊び場事業における必要面積について

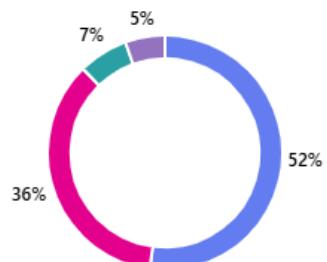
(1) 旧九段中学校利用者へのアンケート結果について（回答数73人）

○体育館での必要面積

体育館で最大何人くらい遊べると思うかという質問に対して、20人および30人程度に回答が集中している。回答結果を加重平均により分析すると、子どもたちにとって適正と考えられる人数は26.5人と推定される。この人数を体育館の面積で割り出すと、1人あたり約17m²のスペースが確保されていれば、利用者の期待に応えられる活動環境であると考えられる。

2. 体育館（約450m²）で最大何人くらい遊べると思いますか

- 20人くらい 38
- 30人くらい 26
- 40人くらい 5
- 50人くらい 4



○校庭での必要面積

校庭で最大何人くらい遊べると思うかという質問に対して、回答結果を加重平均により分析すると、子どもたちにとって適正と考えられる人数は 50.9 人と推定される。この人数を校庭の面積で割り出すと、1 人あたり約 24 m²のスペースが確保されていれば、利用者の期待に応えられる活動環境であると考えられる。

3. 校庭（約1,240m²）で最大何人くらい遊べると思いますか



（2）遊び場での必要面積

アンケート結果によると期待値としての遊び場面積は、体育館では、1 人あたり 17 m²、校庭では、1 人あたり 24 m²であった。これらをさらに、体育館と校庭の面積の比率を考慮して、加重平均により分析すると、期待値としての 1 人あたりの面積は約 22 m²となる。

また、小学校校庭面積基準では、子ども 1 人あたりに必要な面積は、約 10 m²以上であり、遊び場の面積としても安全面を考慮するとこれ以上は必要であると考えられる。

今年度における遊び場全体の最大参加人数は 294 人であり、これに対して 1 人あたりの面積の期待値 22 m²をかけた面積は 6,468 m²である。これが現時点における遊び場全体の必要最低面積と考えられる。

一方で、各遊び場の 1 回あたりの平均参加人数はおおむね横ばいであり、これまでの遊び場利用者からは、施設の広さに関する不満や苦情は寄せられていない。

4 今後の遊び場事業の維持目標について

遊び場の面積について、今回の旧九段中学校利用者アンケート結果から 1 人あたり約 22 m²との期待値が得られた。現状の遊び場の平均参加人数における 1 人あたりの面積は、各施設少なくとも 30 m²以上のスペースが確保され、この期待値に十分応えている。また、現状の遊び場全体の使用面積では、22,849 m²であり、期待値から算出した必要最低面積である 6,468 m²を大きく上回っている。

これらのことから現状の遊び場は十分な活動環境が提供され、利用者の期待に応えられる面積を有していると考えられる。

今後、現行の遊び場事業で活用している施設が建て替え等の理由により使用できなくなる場合には、必要面積を維持することを目標に、公園など他部署による類似事業の活用も視野に入れつつ、校庭など既存の区有施設等の有効活用を検討していく。

また、その際には、ニーズ調査等を通じて多様な子どもたちの声を丁寧に拾い上げ、その時代の要請や子どもたちのニーズに沿った柔軟な遊び場の確保を目指していく。

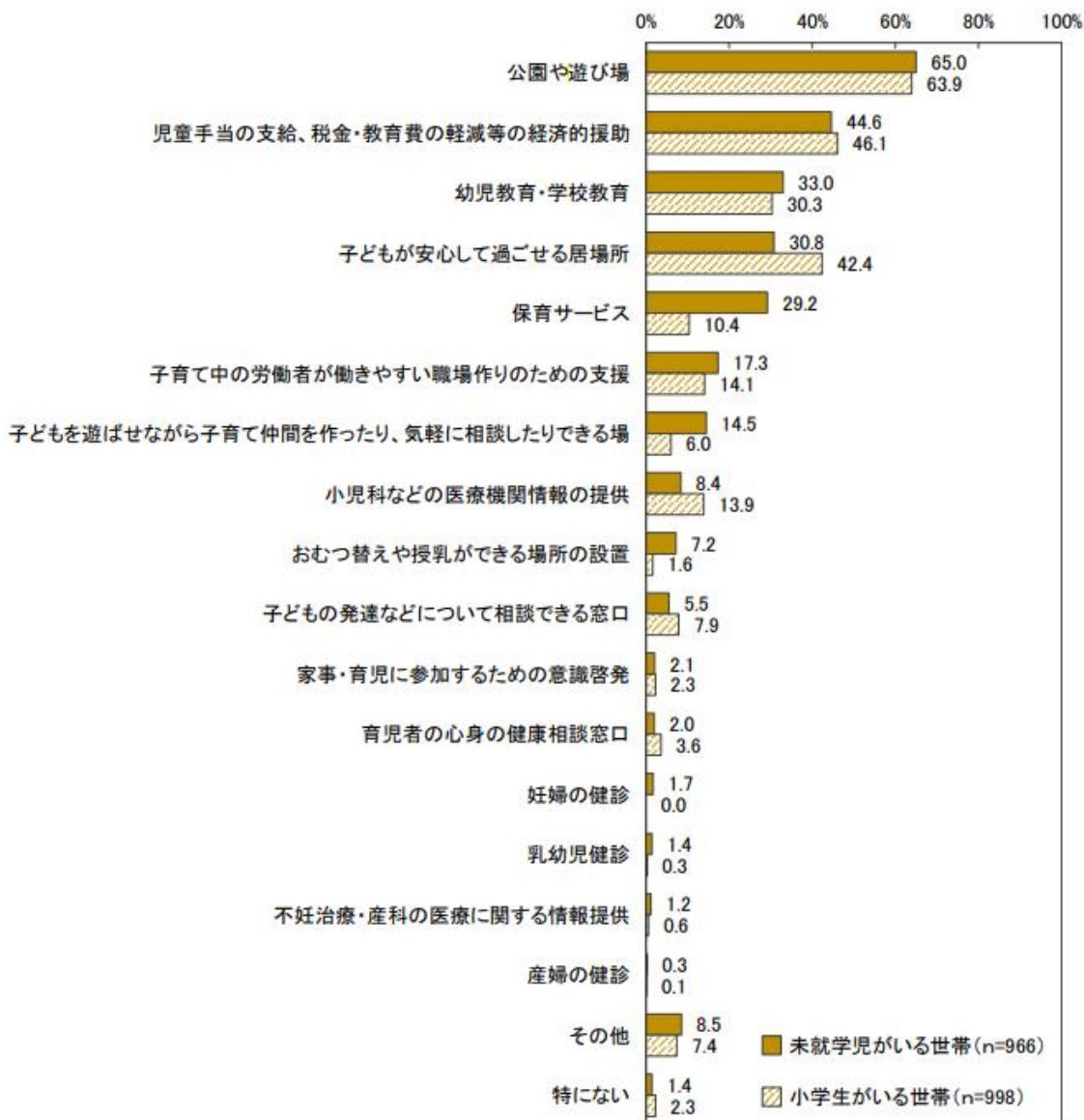
<参考>

※子ども遊び場事業以外にも、常設の遊び場として『飯田橋三丁目広場』(約770m²)および、『東郷元帥記念公園(下段部)』(約1,000m²)がある。さらに、今後整備される『神田橋公園』では、約600m²のボール使用可の遊び場が新たに設けられる予定。

※子ども・子育て支援事業計画改正の際実施したアンケート結果（令和5年度）

充実してほしい子育て支援サービスについては、「公園や遊び場」が65.0%と最も多く、次に「児童手当の支給、税金・教育費の軽減等の経済的援助」が44.6%となっている。

■充実してほしい子育て支援サービス



子どもの遊び場 現状資料

設置後の推移

(1) 子どもの遊び場

	平成25年度	令和7年度	備考
設置数	2か所	10か所	
面積	約4,880m ²	約22,849m ²	約4.7倍に増加

(2) 千代田区の公園の状況

	平成25年度	令和7年度	備考
区立都市公園	22か所 /104,909.27m ²	22か所 /104,090.88m ²	【面積減】路上生活者自立支援センター設置面積等
区立児童遊園	25か所 /7,016.13m ²	22か所 /5,838.38m ²	【廃止】心法寺児童遊園 柳森神社児童遊園 (無償貸付終了) 飯田橋児童遊園

(3) 子ども一人あたりの遊び場面積

	平成25年	令和7年	備考
児童数 (0-11歳)	4,691人	7,012人	約1.5倍増
児童一人あたり 遊び場のみ	約1.04m ²	約3.26m ²	約3.1倍増
児童・生徒数 (0-14歳)	5,864人	8,740人	1.5倍増加
児童・生徒一人あたり 遊び場のみ	約0.83m ²	約2.6m ²	4.0倍増加
			約16.24m ² 約0.8倍減

※子どもの人数は、各年1月1日現在
※子ども1人あたりに必要な面積は、小学校校庭面積基準だと1人あたり約10m²
幼稚園（2学級）の園庭面積基準だと、約7m²

(4) 中野区との面積比較

	中央区	千代田区
区立都市公園	57か所 /346,977.39m ²	22か所 /104,090.88m ²
区立児童遊園	31か所 /10,844.17m ²	22か所 /5,838.38m ²
児童数 (0-11歳)	21,486人	7,012人
児童一人あたり 都市公園・児童遊園・広場	約16.4m ²	約17.88m ²
児童・生徒数 (0-14歳)	25,758人	9,189人
児童・生徒一人あたり 都市公園・児童遊園・広場	約13.89m ²	約16.24m ²

■【参考】中野区の遊び場の状況

	遊び場	実施状況
すべての公園		●柔らかいボールでのキャッチボール、 バス回し、1人でのリフティング、 ドリブル、バス等の練習
概ね2,000m ² 以上の特定公園※		※千代田区において約2,000m ² の区立公園(は22箇所中14箇所

【子どもの遊び場として令和7年度活用予定の主な場所等】

◎子どもの遊び場事業				
No	施設名	所管課	利用日及び利用時間	対象
1	外濠公園	子育て推進課	毎週水曜 14時～16時	幼児および小学生と その保護者
2	和泉公園		・毎週木曜 15時～17時 ・毎週土曜 14時～16時	
3	小川広場フットサルコート		毎週日曜 14時30分～16時30分	
4	旧今川中学校		毎週日曜 14時～16時	
5	芳林公園		毎週日曜 10時～12時	
6	旧永田町小学校		毎週日曜 10時～12時	
7	ふじみこどもひろば・乳幼児広場		土曜・日曜・祝日・休日 9時～17時	
8	東京中華学校		毎週日曜 14時～16時	
9	神田児童公園		毎週火曜 14時～16時	
10	旧九段中学校		毎日 9時～17時	

◎ボール遊びにおける新しい公園利用ルール				
No	施設名	所管課	日程及び時間	対象
1	東郷元帥記念公園(下段部)	道路公園課	・14時～17時	小学生以下 (中学生以上利用不可)

◎ボール遊び(試行)				
No	施設名	所管課	日程及び時間	対象
1	外濠公園総合グラウンド	道路公園課	令和7年 7月22日(火)～8月29日(金) (土日祝日除く)午前8時～12時	未就学児とその保護者 及び小学生
2	小川広場フットサルコート	道路公園課	令和7年 7月21日(月)～8月29日(金) (祝日含む)(土日除く)午前8時～12時	未就学児とその保護者 及び小学生

◎夏休み期間中の小学校体育館開放事業				
No	施設名	所管課	日程及び時間	対象
1	九段小学校 地下2階体育館	子育て推進課	・7月21日(月)～8月29日(金) ・平日 9時～10時30分	区内在住の小学 1年生～6年生
2	お茶の水小学校 地下2階体育館			

◎千代田区立公園等での花火の利用

No	施設名	所管課	利用日及び利用時間	対象
1	東郷元帥記念公園(下段部)	道路公園課	・令和7年7月19日(土)～ 9月7日(日)の土・日 ・18時～20時	子ども及びその保護者
2	芳林公園			
3	錦華公園			
4	西神田公園			
5	神田児童公園			
6	富士見児童公園			
7	和泉公園			
8	麹町こどもの広場			

◎こどもの池

No	施設名	所管課	利用日及び利用時間	対象
1	東郷元帥記念公園(下段部)	道路公園課	・令和7年7月中旬～ 9月上旬の土・日 ・10時～16時 ※12時～13時除く	未就学児とその保護者
2	千鳥ヶ淵公園			
3	神田児童公園			
4	芳林公園			
5	和泉公園			

◎小学校の校庭開放事業

No	施設名	所管課	利用日及び利用時間	対象
1	麹町小学校	学務課	・主に土曜日 (学校により異なる場合) ・13時～16時	・区内在住の幼児・児童 ・幼児は保護者の付き添いが必要
2	九段小学校			
3	番町小学校			
4	富士見小学校			
5	お茶の水小学校			
6	千代田小学校			
7	昌平小学校			
8	和泉小学校			

◎児童センター・児童館

No	施設名	所管課	利用日及び利用時間	対象
1	西神田児童センター	児童・家庭支援センター	・月～土 9時～17時 ※日曜日も一部施設で開放	・区内在住・在学・在園の 0歳から18歳までの児童 とその保護者
2	神田児童館			
3	四番町児童館			
4	一番町児童館			
5	富士見わんぱくひろば			
6	いずみこどもプラザ			

【子どもの遊び場実施表】

旧九段中学校 每日9時～17時 飯田橋三丁目広場 每日9時～17時（4～9月は午後7時まで）												
月	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
月	外濠公園及び小川広場開放予定 ※夏季及び冬季休暇中のみ											
		児童センター・児童館 9～17時										
	夏・冬休みボール遊び試行 午前											
	夏休み体育館開放 9～10時半											
火	外濠公園及び小川広場開放予定 ※夏季及び冬季休暇中のみ						神田児童公園 14～16時					
							東郷公園下段 14～17時					
	児童センター・児童館 9～17時											
	夏・冬休みボール遊び試行 午前											
	夏休み体育館開放 9～10時半											
水	外濠公園及び小川広場開放予定 ※夏季及び冬季休暇中のみ						外濠グラウンド 14～16時					
							東郷公園下段 14～17時					
	児童センター・児童館 9～17時											
	夏・冬休みボール遊び試行 午前											
	夏休み体育館開放 9～10時半											
木	外濠公園及び小川広場開放予定 ※夏季及び冬季休暇中のみ							和泉公園 15～17時				
								東郷公園下段 14～17時				
	児童センター・児童館 9～17時											
	夏・冬休みボール遊び試行 午前											
	夏休み体育館開放 9～10時半											
金	外濠公園及び小川広場開放予定 ※夏季及び冬季休暇中のみ								東郷公園下段 14～17時			
	児童センター・児童館 9～17時											
	夏・冬休みボール遊び試行 午前											
	夏休み体育館開放 9～10時半											
土	外濠公園及び小川広場開放予定 ※夏季及び冬季休暇中のみ							和泉公園 14～16時				
	ふじみこどもひろば（乳幼児広場）9時～17時											
								校庭開放 12時半～16時 ※麹町				
								校庭開放 13～16時				
								※九段・お茶の水・千代田・昌平・和泉				
								校庭開放13時半～15時半※番町				
								夏季子どもの池 13～16時				
										夏季花火 18時～20時		
日	芳林公園 10～12時							中華学校 14～16時				
	旧永田 10～12時							旧今中 14～16時				
								小川広場 14時30分～16時				
	ふじみこどもひろば（乳幼児広場）9時～17時											
	校庭開放10～12時 ※番町							校庭開放13時半～15時半※番町				
								校庭開放 10～16時 ※富士見				
										東郷公園下段 14～17時		
	夏季子どもの池 10～12時							夏季子どもの池 13～16時				
											夏季花火 18時～20時	
	児童館日曜開放 9時～17時											

令和6年度校庭開放実績						
学校名	開放日	時間	校庭開放周知方法	校庭開放周知先	校庭使用状況	
					実施数	利用人 数 (6年度実績)
麹町小	土曜日の午後	12:30～16:00	・すぐ～る ・当日入り口立て看板	・当該校保護者 ・当日入り口周知	17	951
九段小	土曜日の午後	13:00～16:00	・すぐ～る ・PTAからお便り	・当該校保護者及 び保護者	2	195
番町小	土曜日・日曜日の午前又は午後 その他(夏休み・早朝など)	10:00～12:00 (又は13:30～15: 30) (夏休み 6:15～7:15)	・すぐ～る ・当日入り口立て看板	・当該校保護者 ・当日入り口周知 ・当該校児童	61	2,772
富士見小	日曜日の午前・午後	10:00～16:00 (冬期は10:00～15:00)	・すぐ～る ・当日入り口立て看板 ・校内に掲示	・当該校保護者 ・当日入り口周知 ・当該校児童	10	360
お茶の水 小	土曜日の午後	13:00～15:00	・すぐ～る	・本校保護者	18	1,167
千代田小	土曜日の午後	13:00～16:00	すぐ～る	保護者	19	531
昌平小	土曜日の午後	13:00～16:00	・すぐ～る ・当日入り口立て看板	・当該校保護者 ・当日入り口周知	10	167
和泉小	土曜日の午後	13:00～16:00	・すぐ～る ・昇降口にポスターを掲示	・本校保護者	9	188
合計					146	6,331

おがちよ教育交流事業

1 概 要

(1) 経 緯

令和5年8月に締結した「千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会との学校教育に係る連携協力に関する協定」に基づき、令和6年度から区立中学校及び中等教育学校前期課程の生徒を小笠原村へ派遣し、子どもたちの自然保護や平和・文化を尊重する態度を醸成するとともに小笠原村の子どもたちと交流を図ることとした。

(2) 目的

小笠原村は、千代田区と同じ東京都の自治体であるが、船で片道24時間かかり、本事業のような機会がなければ気軽に訪れることが出来ない場所である。加えて、世界遺産の手つかずの自然に触れあう等の区では決して行うことができない体験をすることができる。

そのため、区立中学校及び中等教育学校前期課程の生徒を小笠原村に派遣し、お互いの交流を深めるとともに、世界自然遺産である小笠原の貴重な自然や戦争の舞台となった小笠原の歴史、独自の伝統を築いてきた文化等を学習・体験することで、豊かな人間性や平和・文化を尊重する態度の育成を図る。

(3) 独自性（特色）

- ① 教育委員会間の連携協定締結の実例は、区市町村レベルではほとんどなく、また、小笠原村では、同村教育委員会を含めて初の自治体間での連携協定となる。
- ② 他自治体において島嶼部の学校間の交流実績はあるが、本事業は、学校単位で交流するのではなく、連携協定に基づいて広く区立中学校及び中等教育学校前期課程に在籍する生徒を対象としている。

(4) 対象 区立中学校及び中等教育学校前期課程に在籍する生徒

(5) 参加負担金 15,000円

2 選考状況

(1) 応募状況

学校	応募数	詳細
麹町中学校	12 件	1 学年 7 件 (男 2 人、女 5 人) 2 学年 4 件 (男 3 人、女 1 人) 3 学年 1 件 (男 1 人、女 0 人)
神田一橋中学校	10 件	1 学年 5 件 (男 4 人、女 1 人) 2 学年 5 件 (男 2 人、女 3 人)
九段中等教育学校	47 件 (区民 24 人)	1 学年 24 件 (男 8 人、女 16 人) 2 学年 17 件 (男 11 人、女 6 人) 3 学年 6 件 (男 1 人、女 5 人)
計	69 件	男 33 人、女 36 人 1 学年 36 人、2 学年 26 人、3 学年 7 人

(2) 選考結果

(内訳)

学校	選考人数	1 学年	2 学年	3 学年	男	女
麹町中学校	2 名	2 名	0 名	0 名	1 名	1 名
神田一橋中学校	2 名	1 名	1 名	0 名	1 名	1 名
九段中等教育学校	11 名	6 名	4 名	1 名	4 名	7 名
計	15 名	9 名	5 名	1 名	6 名	9 名

3 事業全体スケジュール

	内容	日付	備考
募集期間	保護者事前説明会	4月3日(水)	
	募集期間終了	4月19日(金)	
派遣者選考	第1回派遣者選考委員会	4月24日(水)	書類選考
	派遣者選考面接	5月12日(月・祝)	面接選考
	第2回派遣者選考委員会	5月15日(水)	
事前学習会	第1回事前学習会・保護者説明会	6月5日(水)	
	第2回事前学習会	6月29日(土)	
	第3回事前学習会	7月19日(金)	
小笠原村派遣		7月23日(火)～7月28日(日)	
事後学習会	第1回事後学習会	7月31日(水)	
	第2回事後学習会	8月21日(水)	
教育委員会報告会		9月10日(火)	

(1) 派遣者選考

- ① 書類選考：69名 → 43名
- ② 面接選考：43名 → 15名

(2) 事前学習会

事前の学習として、小笠原村の様子について、都内における位置や自然環境、人々の活動や産業の歴史的背景、人々の協力関係を地図帳や各種の資料で調べてもらうことにより、事前に小笠原村の特徴を学ぶことで、人々が協力し、特色あるまちづくりや観光などの産業の発展に努めていることを理解する。

また、事前の学習をもとに世界自然遺産・小笠原諸島を実際に訪れるこにより、都会に暮らす千代田の子どもたちが①自然体験、②環境学習、③平和学習、④異文化交流、⑤船旅体験の5つの学びを得ることができる。

① 第1回事前学習会及び保護者説明会

「小笠原諸島及び小笠原村について理解を深める」をテーマに小笠原村観光局の事務局長をお招きし、講義を実施した。

併せて、保護者説明会を実施し、保護者の不安感の解消に努めた。

② 第2回事前学習会

「小笠原の海について知る」をテーマに小笠原村と協定を締結しているすみだ水族館に協力をいただき、すみだ水族館を訪れて、小笠原村海域に生息する海の生き物（固有種）について学習をした。

③ 第3回事前学習会

3班（平和、自然、歴史・文化）に分かれて、各班のテーマに沿った内容について学んだ。また、事業当日のフィールドワークで訪れる場所の意義や歴史的背景等について学んだ。

（3）事後学習会

派遣後に振り返りの事後学習を実施。これまで学習や体験してきたことを踏まえて、事後の振り返り及び報告書を作成した。

（4）教育委員会報告会

自ら学び、体験したことを周囲へ発信する力を養うために実施。事後学習会にて作成した現地での学びをまとめた報告書に基づき、これまでの成果を教育委員会で報告を行った。

なお、本報告会は、YouTubeで小笠原村教育委員会をはじめ関係機関に配信をした。事後学習会で作成した報告書に基づき、これまでの成果を教育委員会で報告した。

4 小笠原村での日程

月 日	旅行内容	
7月 23 日 (火)	10:00	出港式
	11:00	東京竹芝から小笠原に出港
7月 24 日 (水)	11:00	小笠原・二見港到着
	12:00	昼食
	13:00 ~17: 00	小笠原村フィールドワーク（小笠原ビジターセンター、小笠原世界遺産センター 等）
	18:00~	夕食
	19:00 ~ 21:00	ナイトツアー (オオコウモリ、グリーンペペ、星空観察等)
7月 25 日 (木)	7:00	朝食
	8:30 ~15: 30	南島～兄島海域公園 イルカウォッチング、シュノーケリング体験 等
	18:00~	夕食
	19:00~	島内散策
7月 26 日 (金)	7:00~	朝食
	9:00 ~ 15:00	【平和学習班】 自然観察+夜明山陣地戦跡群 【自然・環境学習班】 自然観察+アカガシラカラスバトサンクチュアリ 【歴史・文化・生活学習班】 自然観察+タコノハ細工体験 (昼：弁当)
	15:00~ 16:00	ビーチクリーニング
	18:00~	夕食
	19:00~	島内散策
7月 27 日 (土)	7:00~	朝食
	9:00~ 11:00	海洋環境学習（小笠原海洋センター）
	12:00~	昼食
	15:00	小笠原・二見港出港
7月 28 日 (日)	15:30	竹芝船客ターミナル到着 現地解散

(1) 詳細

①1日目（7月23日）

10時 出港式（派遣生徒、保護者、教育委員、学校長等出席）

11時 出港

②2日目（7月24日）

下船後 小笠原村教育委員会主催の歓迎セレモニー（小笠原村教育長等参加）
午後 世界遺産センター、ビジターセンター等を見学（小笠原の歴史や文化等を学習）
夜 ナイトツアーに参加（星空、小笠原諸島に生息する日本保有種のオガサワラオオコウモリ、八丈島や小笠原諸島に自生するきのこ（グリーン・ペペ）等を観察）

③3日目（7月25日）

終日 南島（サンゴ礁の隆起と沈降によってできた珍しい沈水カルスト地形の無人島）上陸、ドルフィンスイム、シュノーケル（兄島海域公園）の実施

④4日目（7月26日）

終日 事前学習会の学習を踏まえて3班に分かれ、歴史・平和・文化を尊重する態度の育成を図った。加えて、他校や異学年生徒同士の交流機会を提供した。

夕方 漂流ごみの学習及び海岸清掃活動（ビーチクリーニング）（地元の中学生たちと協力して海岸の清掃を実施）

⑤5日目（7月27日）

午前 ウミガメの生態や歴史と現状について学習

14時 小笠原村教育委員会主催の送別セレモニー

15時30分 出港

⑥6日目（7月28日） 15時30分 竹芝着～解散式～現地解散

5 令和7年度以降の対応

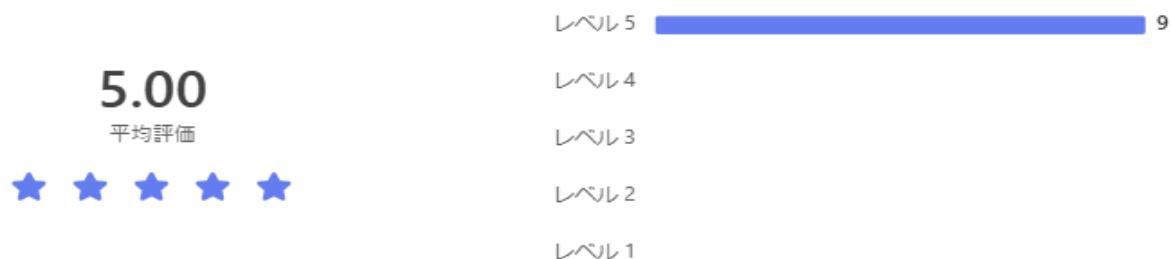
令和6年度が定員の4倍以上である69名と多数の応募があったことから、学ぶ意欲のある生徒が3年間で少なくとも1回は小笠原の自然や歴史、伝統文化等を学び、今後の自らの人生に活かせるよう、派遣人数を3名増加させることとした。

また、現地の中学生との交流の機会を十分に持つてもらえるように小笠原村の実情（7月末は、生徒のほとんどが本土に出かける等）を踏まえ、実施時期を8月のお盆明けの時期に変更する。

加えて、小笠原村教育委員会との学校教育に係る連携協力に関する協定の締結に基づき、中学生だけでなく、教職員を対象に小笠原村との交流を図ることも併せて実施していく。

6 アンケート結果（15名中9名回答）

Q 1. 本事業の全体的な満足度を教えてください。



Q 2. 本事業全体を通じて特に印象に残った点を教えてください。

最初、こんなに安く小笠原に行けるだ！と思いました。しかし、選考会の時にとっても緊張して責任も感じました。実際に小笠原に行ってみるととても楽しく、たくさんのこと勉強でき、参加してよかったです。

船内の仲間との交流。小笠原の歴史とのふれあい。きれいな海。

小笠原本島でアクティビティだけではなく、船旅も楽しめるようなメニューが多かったのが印象的でした。また、純粋に小笠原の魅力に圧倒されました。

3日目の船の中で最も高いところに登り海風と自然を感じたこと。本当に今思い出して感動しています。

この事業で終わって一番印象に残っていることは、小笠原諸島そのもので、今でも頭の中にはっきりと景色が浮かぶほど、記憶に残っています。想像をはるかに超える美しさでした。

現地での取り組み

イルカウォッチングがとても楽しかった！幸せでした。

まずは24時間かけて移動するということです。船の中での時間がたくさんあったため、他の参加者との仲も深めることができてよかったです。

イルカと泳ぐことができたことも印象に残ったことの一つです。同じ東京なのに、海があんなに綺麗なブルーで感動しました。イルカの近くにいけたからこそ思ったより泳ぐ速さがはやい！など新たな発見も多くありました！

- ・自由時間にいろんなところに自由に行けるところ。
- ・先生とか学年とか関係なくみんなが仲良いところ

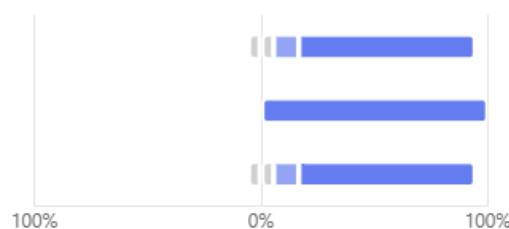
Q 3. 事前学習会（第1回～第3回）の満足度（充実度）を教えてください。

● 不満 ● やや不満 ● 普通 ● やや満足 ● 満足

第1回事前学習会

第2回事前学習会

第3回事前学習会



Q 4. 事前学習会の中で、一番ためになった、もしくは楽しかった回を理由と共に教えてください。

第二回のすみだ水族館。小笠原の環境が再現されていて理解しやすかった

小笠原村観光局事務局長の話はとてもワクワクしました。とても意欲がそそられました。

実際に、現地に住んでいる小笠原村観光局事務局長からお話を聞けて、すごいわくわく度も増して小笠原への理解も深まり良い事前学習会だったと思います。

でも、すみだ水族館での探索や問い合わせ立てたりして調べるのも結構楽しかったです。

第一回が一番小笠原のことを直接知ることができてよかったです！

第2回事前学習会では、すみだ水族館で小笠原諸島の海洋生物について実際に自分たちの目で見ながら学ぶことができ、ためになりました。班員で協力してミッションに取り組みながら学ぶことができたことも非常に楽しかったです。

直前の行く場所を調べた回。現地に行って発見があったし質問とかするときにやつといでよかったです。

小笠原村観光局事務局長による小笠原村についての講義がとても興味深く、あらかじめ知ることで、現地で調べることをハッキリとさせることができました。

第2回です。版のメンバーとたくさん話す時間が出来たので。事前学習の中で1番中を深めることができたとき間だと思います。

すみだ水族館。班の人と仲良くなれたから

Q 5. 事前学習会（第1回～第3回）の中で、こんなことを学習したかったというご希望はありますか。

詳しい小笠原での生活

小笠原に行く前に行った後くらい親密な関係になってたらよかったです。

結構行く場所についていろいろ学べたし、小笠原自体の事についていろいろ学べたので、特にないです。

小笠原に生息する生物をもっと具体的に知りました。

地域の文化について知りました。

Q 6. 小笠原村派遣当日（6日間）の満足度（充実度）を教えてください。

レベル 5  9

5.00

平均評価



レベル 4

レベル 3

レベル 2

レベル 1

Q 7. 今年度は現地の中学生との交流がほとんどできませんでしたが、やはり交流は必要だと思いますか。



Q 8. 現地の学生と交流できるとなった場合、どのような交流を行いたいですか？

千代田区のいいところ、小笠原諸島のいいところをみつける

千代田区の生活や学習との違い

今回は、一緒にゴミ拾いをするだけであまりしゃべる機会とかがなかったのでもっといろんなおしゃべりをしたいです

現地校に立ち寄って、簡単なグループワークをする。

千代田区と小笠原諸島のそれぞれの魅力をお互いに伝え合ったり、一緒にダイビングをしたりできると楽しいと思います。

アクティビティ【キャンプファイヤー】を行い質問しながら楽しめる場を作る。

一緒に作業したり、運動したりする

小笠原に住んでいるからこそその知識やおすすめのポイントを教えてもらい、一緒に遊んだり活動をしたい。

Q 9. 派遣期間中の活動の中で、一番楽しかった活動は何ですか。理由と共に教えてください。

イルカウォッ칭 初めて野生の海の生き物を見れたから

星空は東京とは比べ物にならないくらい感動したし、楽しかった。

1日中船で移動して、シュノーケリングをするのが楽しかったです。でも、船の中でも、班ごとのあくていびてイでも、すごい楽しかったです。

海です。奇跡的にイルカを見ることができたのもそうですが、あまり泳いだことのなかった海で楽しく泳げたことが楽しかったです！

スキューバダイビングです。体験する前は海へ飛び込むことに少し不安を感じていましたが、小笠原諸島の美しい魚やイルカを間近で見ることができてとても楽しく、貴重な経験を得られました。

船 初めて船の長旅をし、言葉に出来ないぐらいの楽しみがあったから

イルカウォッ칭とその後の泳いだやつ。なぜなら珍しい活動だったから。

イルカと泳いだことです。初めての経験だったし、小笠原など自然が豊かな場所でないとできないとても貴重な時間だったと思うからです。

Q10. 現地での活動の中で、他に取り入れたら良いと思われる活動（やってみたかった活動）はありますか。

夏に行ったから、次は冬!!クジラ！あと、魚釣りも楽しそうだった
カメを食べてみたい

充分充実はしていたのですが、小笠原の生活様式をもっと体感したかったのでホームステイなど、半日でも1日でもいいと思います。

1日自由みたいな日があってもいいと思いました！

夏では難しいですが、ホエールウォッチングも体験してみたかったです！

クジラを見る

夜中のウミガメの産卵を見学したかった！

ビーチでの自由時間をふやしてほしい！

現地の人たちとの交流

Q11. どうすれば本事業の応募者が増えると思いますか。

この事業を有名にする

もっと小笠原をPRして、一期生がいい感じを出せば大人気になると絶対思います。

自分的にはあまり関わったことない人と何日も過ごすのが少し不安だったんですけど、でも実際行ってみると全然すぐ仲良くなれたりしたので、そういうところをもうちょっとアピールしていったら応募者が増えると思います。

今回のこと「めっちゃ楽しかった！」ということを全面的に押し出すのがいいんじゃないでしょうか。

千代田区の生徒にこの事業全体の「楽しさ」がわかるような写真や動画などがあると参加したいと思う生徒が増えると思います。

手紙などを小学校や中学校に送る

もっと、学校で説明する。説明会などを開く。

第1回の派遣で撮った写真や動画を使ったPR動画を作成し、公開する。また、学校でそれを元に私たちが宣伝する

楽しさをプレゼンする。

資料4 有識者会議資料（第2回）

令和6年度 学校生活アンケートの結果（概要）

この調査は、学級満足度尺度（いごこちのよいクラスにするためのアンケート）と学校生活意欲尺度（やる気のあるクラスをつくるためのアンケート）、ソーシャルスキル尺度（ふだんの行動をふり返るアンケート）により構成されており、児童・生徒一人一人についての理解とその対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。本区において小学4年生以上の全児童・生徒を対象にハイパーQUを実施している。

各校で行った学校生活アンケートの結果について、概略を報告する。

I 学級満足度尺度結果

B群	A群
C群	
要支援群	D群

トラブルやいじめなどの不安がなくリラックスできている（被侵害得点）と、自分が級友から受けられ、考え方や感情が大切にされていると感じられる（承認得点）を座標軸化し、下の四つのタイプに分けて理解する。

学級生活満足群（A）・・・学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている

侵害行為認知群（B）・・・いじめや悪ふざけを受けているかトラブルがある可能性が高い

学級生活不満足群（C）・・・いじめや悪ふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い、不登校のリスクが高い

※要支援群・・・不満足群の中でも、いじめ被害や不登校になる可能性がとても高く、早急に個別対応が必要な状態

非承認群（D）・・・いじめや悪ふざけを受けてはいないが、学級内であまり認められていない

II 本区の学級満足度尺度結果（小1年～中・中等3年）

※全国平均に対して肯定的な差異を△、否定的な差異を▼で表しています。

小学校 (単位は%、端数があるため合計は100にならないことがある)

	学級生活満足群			侵害行為認知群			学級生活不満足群			非承認群		
	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異
小1	38	42	▼	19	17	▼	25	22	▼	18	19	△
小2	45	42	△	15	17	△	23	22	▼	17	19	△
小3	53	42	△	17	17		17	22	△	13	19	△
小4	50	43	△	16	16		21	23	△	14	18	△
小5	54	43	△	10	16	△	24	23	▼	13	18	△
小6	64	43	△	10	16	△	13	23	△	13	18	△

中学校・中等教育学校（前期課程）

	学級生活満足群			侵害行為認知群			学級生活不満足群			非承認群		
	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異
中1	59	41	△	9	13	△	16	28	△	17	18	△
中2	54	41	△	14	13	▼	21	28	△	11	18	△
中3	60	41	△	13	13		15	28	△	11	18	△

III アンケート結果の分析

【小学校】

○学級生活満足群は、1年生以外は全国平均を上回っている。この結果より、区内児童の多くは、学校生活に満足していると考えられる。小学校1年生については「小1ギャップ」「小1の壁」と言われる問題が原因であることも考えられるため、「スタートカリキュラム」の実践等を通して、小学校生活に適応することができるよう工夫することが必要である。

○侵害行為認知群は、1年生は全国平均を上回っている。この結果より、いじめや人間関係等のトラブルの割合が全国平均に比べて高いと考えられる。一方、2・5・6年生は、全国平均を下回っているため、いじめや人間関係等のトラブルの割合が全国平均に比べて低いと考えられる。

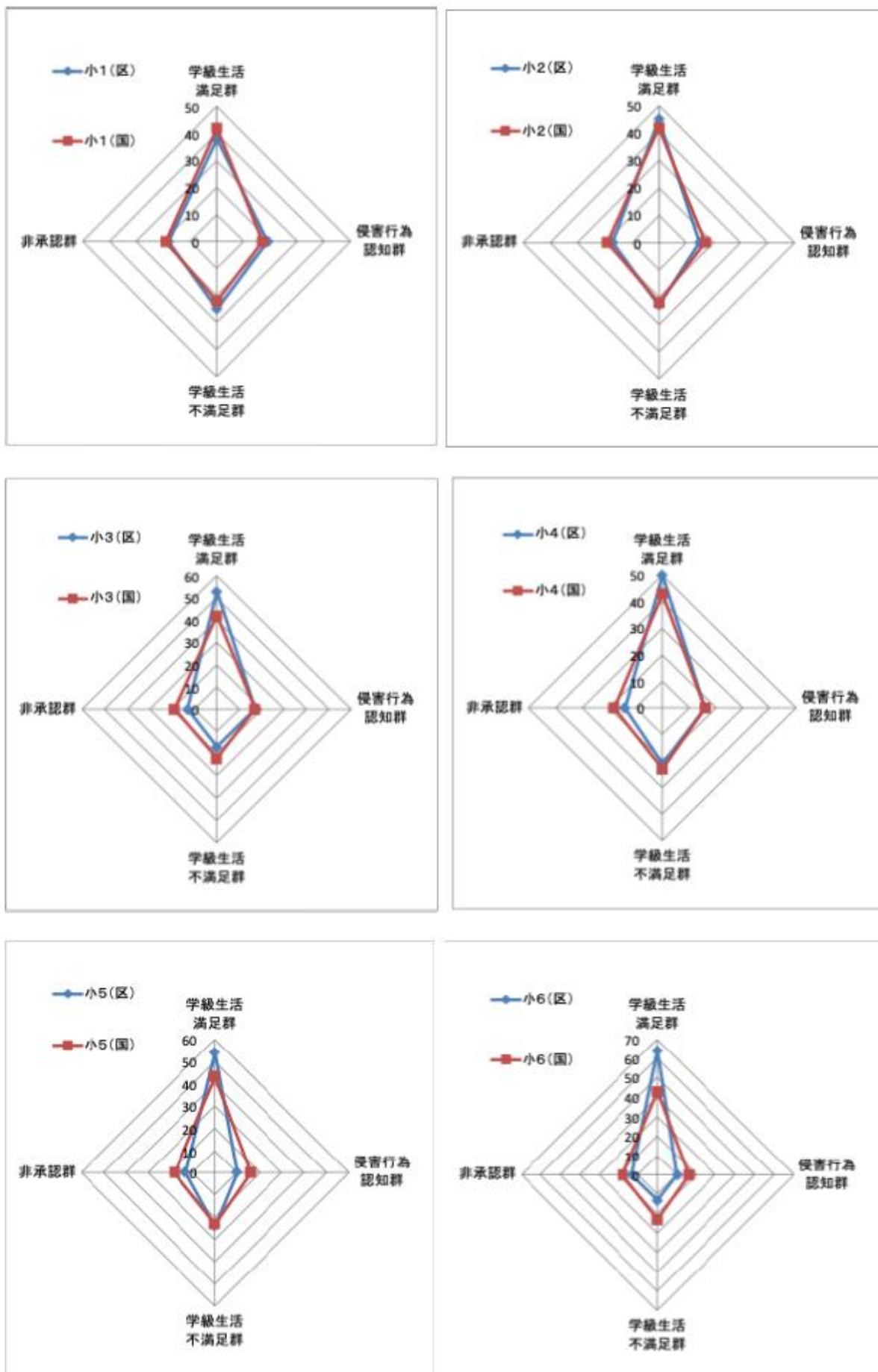
○学級生活不満足群は、1・2・5年生は全国平均を上回っている。この結果より、いじめや悪ふざけを受けている児童、非常に不安傾向の強い児童、不登校のリスクが高い児童の割合が全国平均に比べて高いと考えられる。一方、3・4・6年生は全国平均を下回っている。この結果より、いじめや悪ふざけを受けている児童、非常に不安傾向の強い児童、不登校のリスクが高い児童の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。

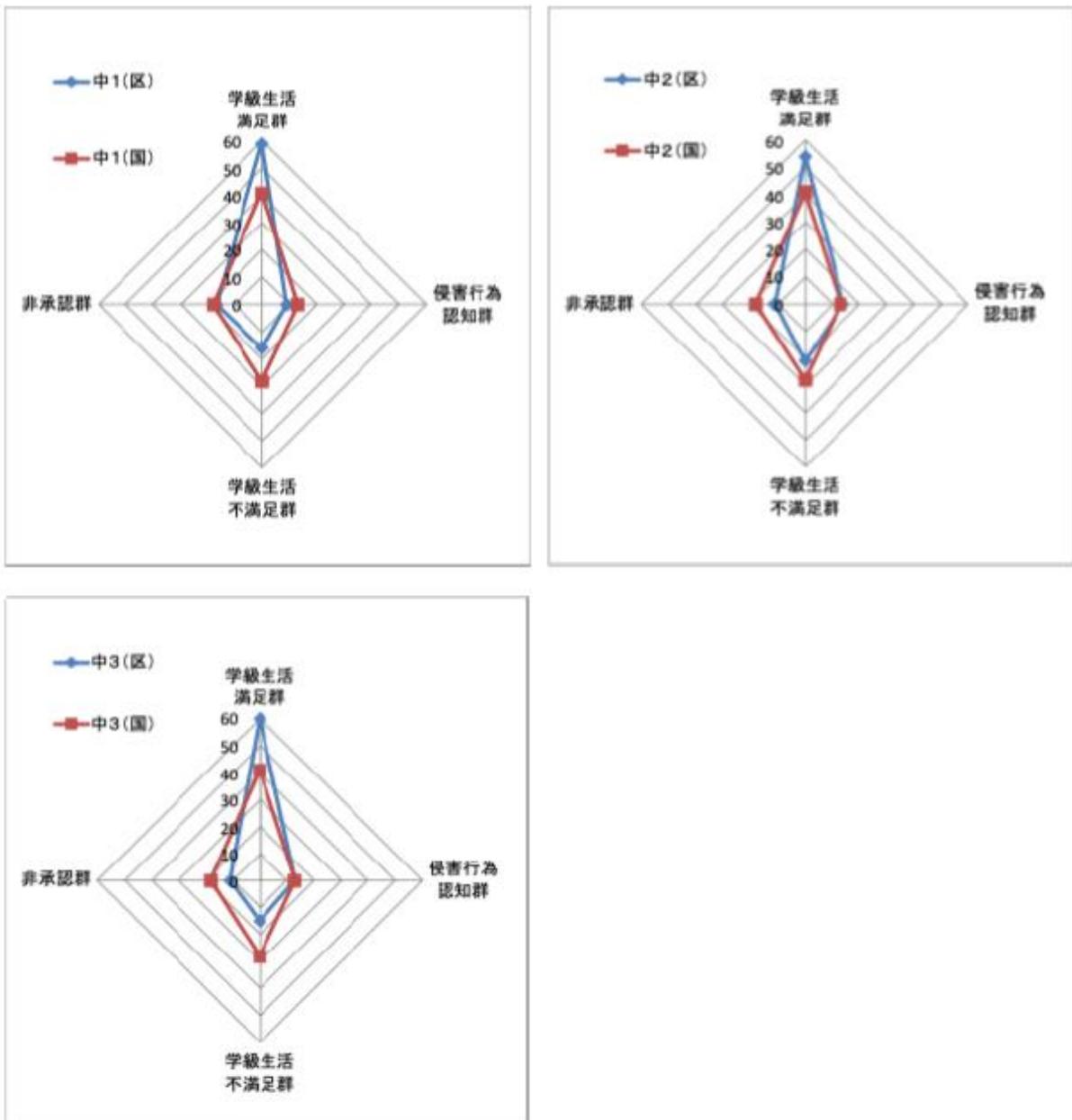
○非承認群は、4年生以外は全国平均を下回っている。この結果より、学級内であまり認められていないと感じている児童の割合が全国平均に比べて高いと考えられる。

【中学校・中等教育学校（前期課程）】

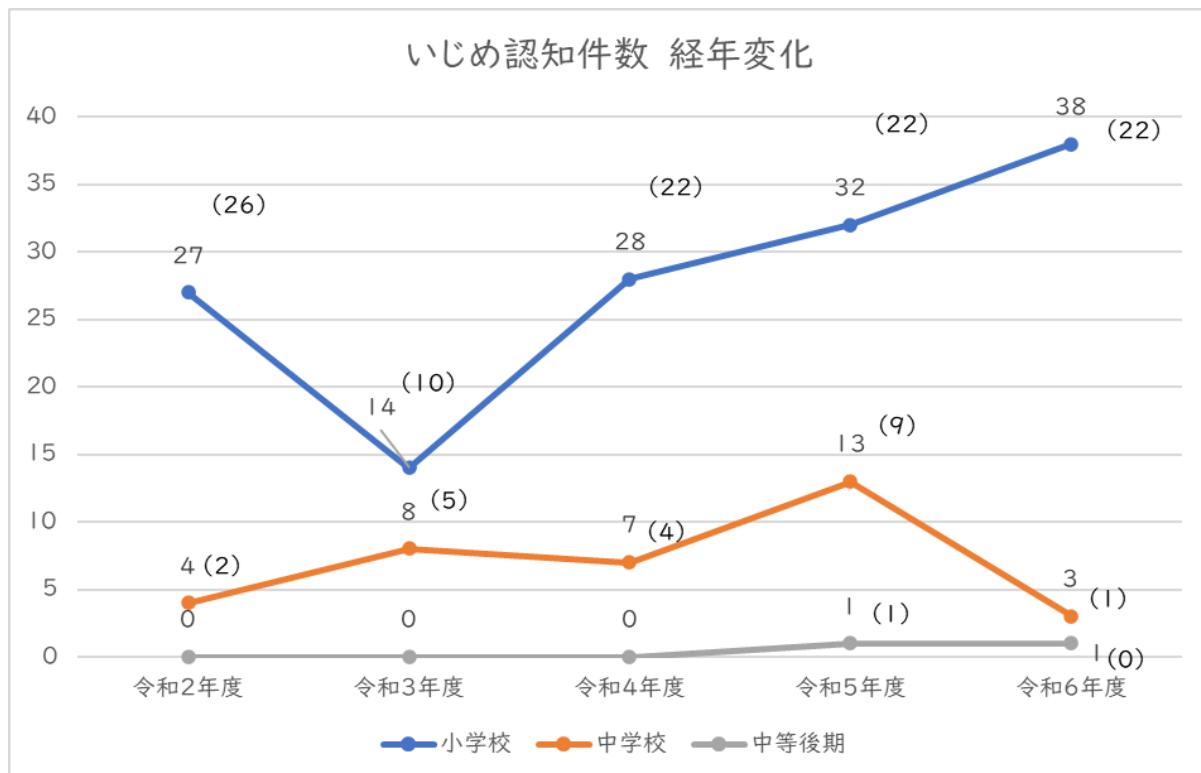
- 学級生活満足群は、すべての学年において全国平均を大きく上回っている。この結果より、区内の多くの生徒は、学校生活に満足していると考えられる。
- 侵害行為認知群は、中学校1年生は全国平均を下回っている。この結果より、中学校1年生はいじめや人間関係のトラブルの割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 学級生活不満足群は、すべての学年において全国平均を大きく下回っている。この結果よりいじめや悪ふざけを受けている生徒、非常に不安傾向の強い生徒、不登校のリスクが高い生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 非承認群は、すべての学年において全国平均を下回っている。この結果より、中・中等教育学校入学後、学級内で認められていないと感じている生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。

(別紙) 学級満足度尺度結果まとめ (学年別)

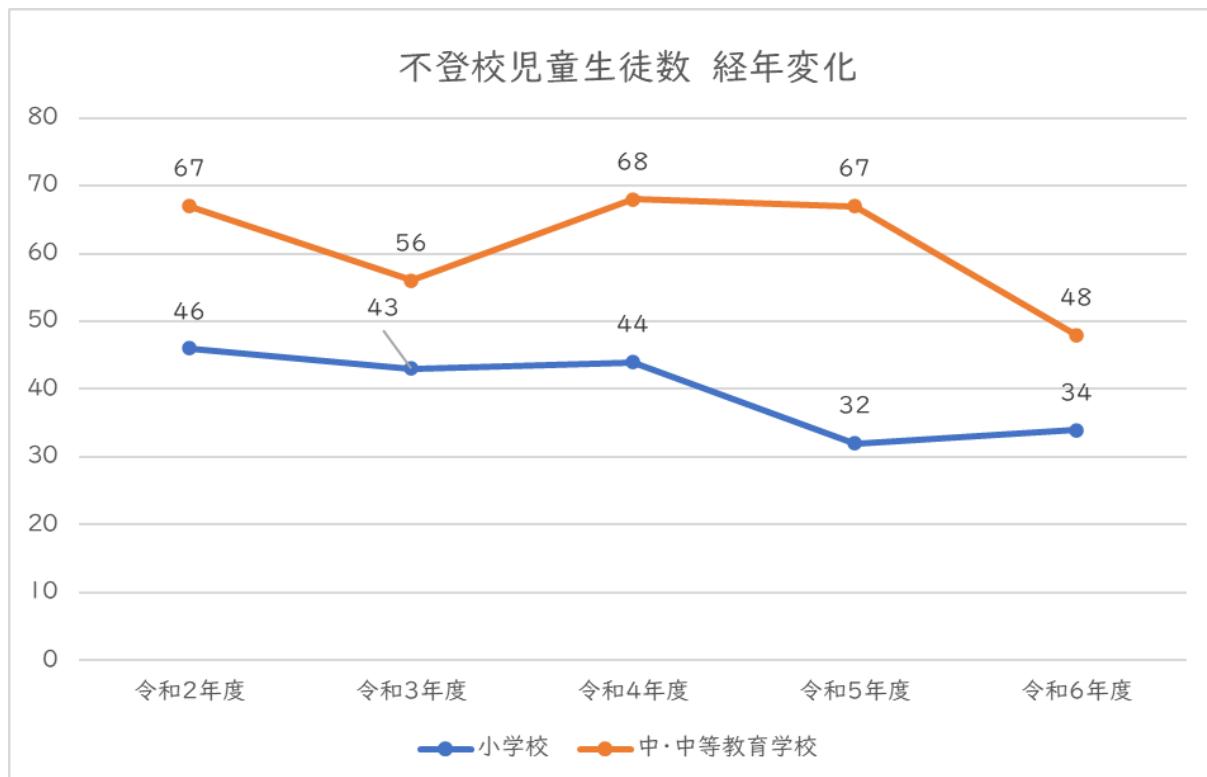




令和6年度 いじめ・不登校について



※ () の数字は解決件数



資料5 千代田区第4次基本構想

「千代田区第3次基本構想～千代田区新世紀構想～」については、策定から約20年が経過しており、また、新型コロナウイルス感染症の流行や、全国の傾向とは異なる人口の動態・推計結果など、区を取り巻く状況は大きな転換期を迎えています。こうした状況を踏まえ、千代田区第4次基本構想を策定しました。

本区の人口推計結果では、当分の間増加傾向が続く見通しであり、全国の傾向とは異なる特徴があります。そのため、日本の人口減少に伴う労働力の不足など全国的な課題を捉えながら、今後も複雑化、多様化していく行政需要に対応していくかなければなりません。加えて、区を取り巻く社会情勢は変化が激しく、これまで以上に変化の要因やスピードが増加することが想定されます。

そのため、新たな基本構想では、時代の変化により色あせることのない普遍的な将来像を示すことによって、多くの方々と向かうべき方向性を共有するとともに、変化に対してより一層柔軟な対応のできる行政運営を推進していきます。

千代田区第4次基本構想では、めざすべき将来像として、「伝統と未来が調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」を掲げるとともに、これが実現したまちと人々の暮らしの姿である、「分野別の将来像」を定めました。

● 第4次基本構想における行政運営の推進について

千代田区第4次基本構想のもとでは、変化の激しい社会経済情勢に柔軟に対応していくため、基本計画に代えて「基本構想」と「将来像に向けた方針」を軸に行政運営を推進します。

「将来像に向けた方針」は、基本構想に掲げる将来像の実現をめざし、分野別計画や新たに生じた課題を踏まえた施策の中長期的な取組みの方針を示すとともに、毎年度の予算編成の際には、区民等を取り巻く環境の変化を的確に捉え、その認識や考え方の不断の見直し、更新を行うことで、変化の激しい社会に対応していくものです。

「めざすべき姿」及び「基本構想の実現に向けて」ごとの方針を踏まえ、時勢に応じた区民本位のサービスを展開していきます。

千代田区第4次基本構想

(めざすべき将来像)

伝統と未来が調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～

(分野別の将来像)

自分らしく健やかに暮らしおこなうまち

- 多様なライフスタイルやライフステージに応じ、安心して子育てができます。
- すべての子どもたちの個性や意思が尊重され大切に育まれながら、すくすくと成長しています。
- お互いに支えあい、誰ひとり取り残されることなく、自分らしく、自立した生活を送ることができます。
- 衛生的な環境のもと、いきいきと健康に暮らしています。
- 生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっています。
- 伝統や歴史、文化芸術に触れ、受け継ぎ、学んでいくことで、心が豊かになっています。

(分野別の将来像)

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

(めざすべき姿)

- 活発な事業活動により、地域がうるおい、豊かな暮らしを享受できます。
- 人とのつながりが感じられ、支えあうことができます。

(分野別の将来像)

やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち

- 良好な環境が次世代に継承され、このまちに愛着や誇りを感じています。
- 人にやさしいまちづくりにより、便利で快適な都心生活を送っています。
- 地域特性を踏まえた強靭な都市基盤や災害に備えた体制のもとで、安心して暮らすことができます。

基本構想に掲げる将来像の実現をめざす



毎年度方針を見直し・更新

将来像に向けた方針

（本文）

（本文）

区を取り巻く社会経済情勢の変化

将来像に向けた方針とは

- ✓ 基本構想に掲げる将来像の実現に向け、分野別計画や新たに生じた課題に対する施策の中長期的な取組みの方針を示すもの
- ✓ 区を取り巻く環境の変化を踏まえ、不断の見直し・更新を行う

※ 社会経済情勢に特段の変化がなければ、前年度の方針を継続して推進していきます。

資料6 千代田区子育て・教育ビジョン

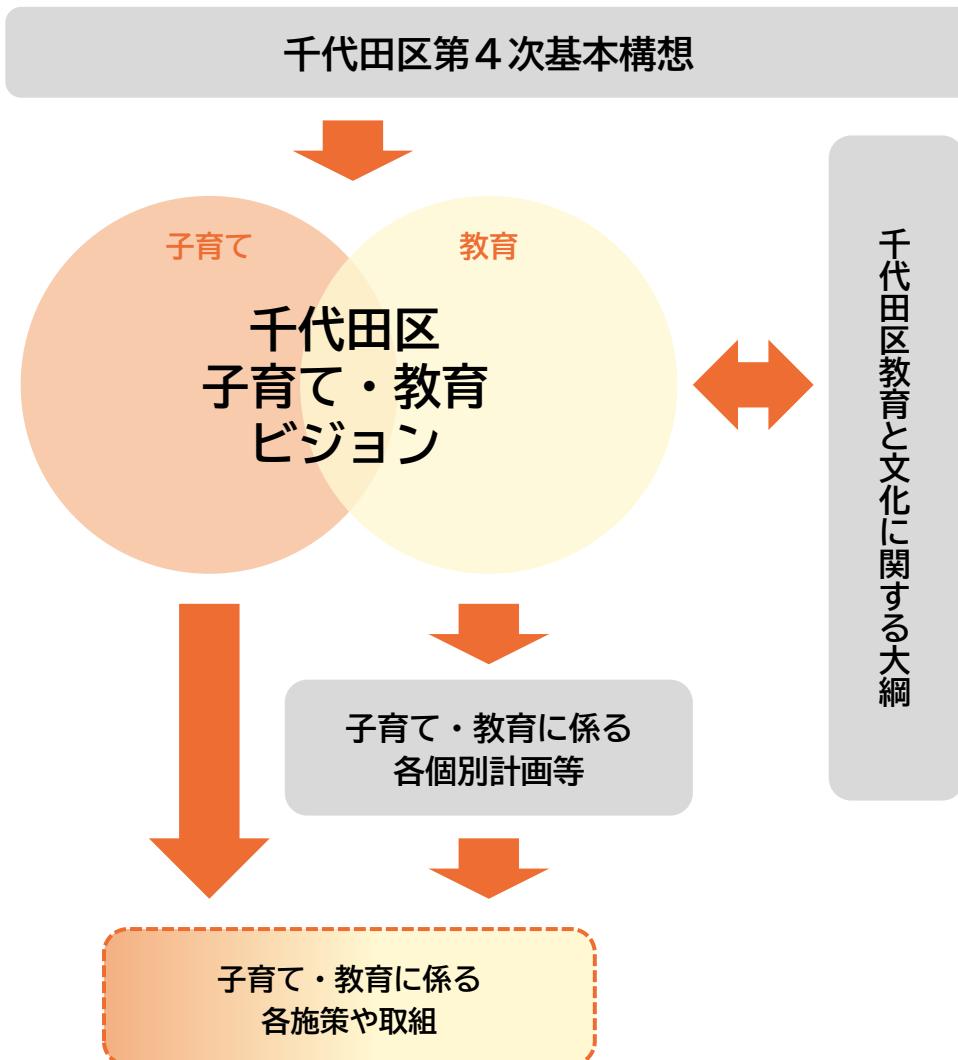
1 子育て・教育ビジョンとは

- 千代田区は、令和5年3月、区の将来像や分野別のあるべき姿を描き、その実現に向けて進むべき方向性を示すものとして、「千代田区第4次基本構想」を策定しました。本ビジョンは、同基本構想を踏まえつつ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき区長が策定する「千代田区教育と文化に関する大綱」との整合性を図ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

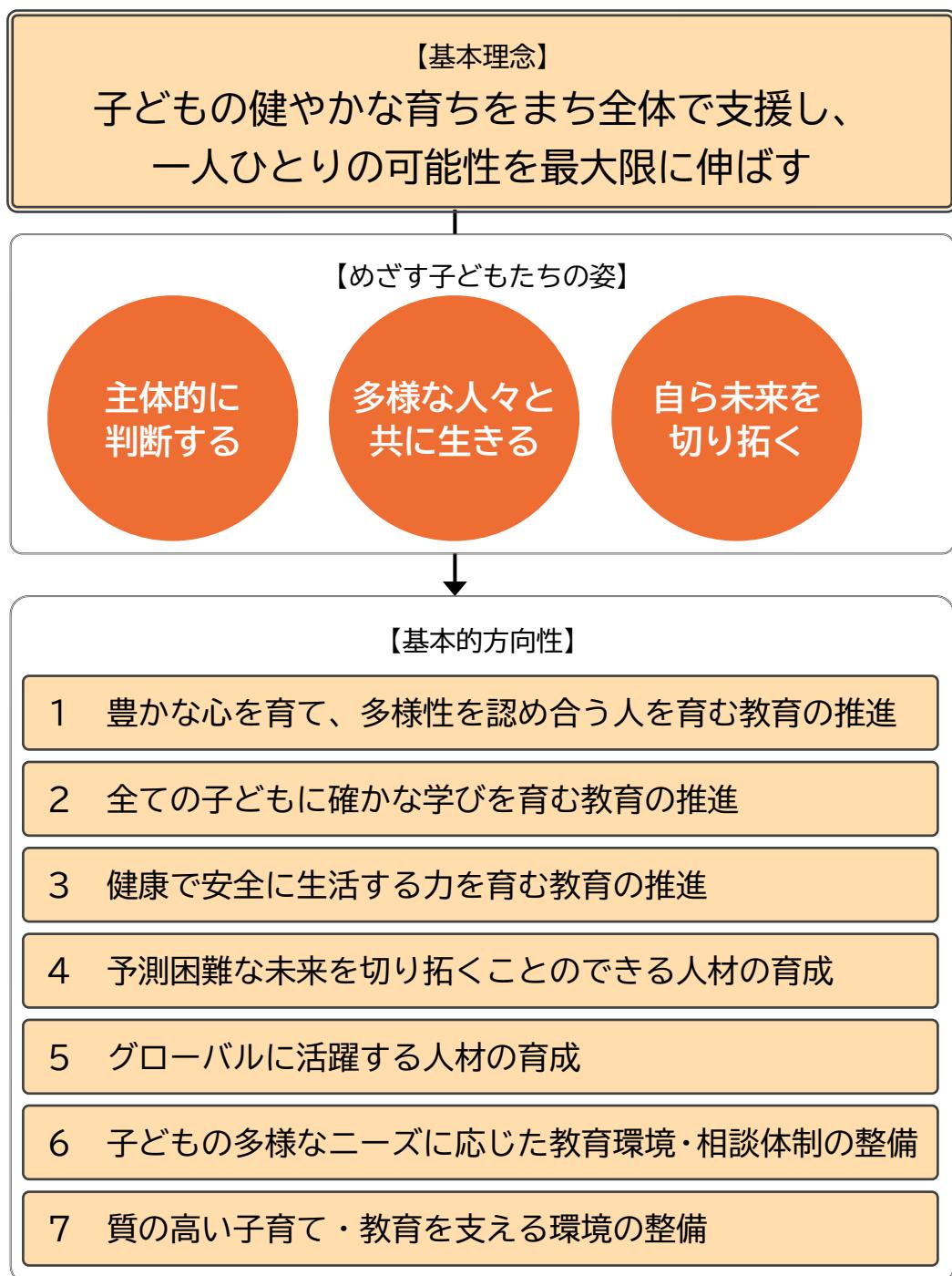
■イメージ図



2 子育て・教育ビジョンの体系

基本理念を実現するために、「めざす子どもたちの姿」を掲げ、具体的な施策展開のために基本的方向性を示します。

地域全体で子どもを見守り、めざす子どもたちの姿を実現できるよう、基本的方向性に従った施策を実施します。



3 めざす子どもたちの姿

「千代田区子育て・教育ビジョン」では、未来を担う千代田区の子どもたちの姿として、次のような人づくりを目指します。

(1) 主体的に判断する

- ◎習得した知識・技能を思考・判断・表現に生かす人
- ◎失敗を恐れず、様々な課題に意欲的に取り組める人
- ◎情報を読み解き自己の信念に従って行動ができる人
- ◎自己肯定感や自尊感情をもち高めることができる人

(2) 多様な人々と共に生きる

- ◎周囲の人と対話し、協働して課題を解決できる人
- ◎感性を磨きつつ、思いやりや慈しみの心をもつ人
- ◎多様性を受け入れ、他者の価値観を尊重できる人
- ◎自国の文化や地域を理解し、愛着と誇りをもつ人

(3) 自ら未来を切り拓く

- ◎高い志をもって、現実と向かい合うことのできる人
- ◎社会の変化を柔軟に受け止め、粘り強く挑戦する人
- ◎自己の学びを他人や社会のために生かそうとする人
- ◎未知の課題を発見、解決し新たな価値を創造する人

児童福祉法等の一部改正に基づく保育施設等基準の変更について

1 概要

児童福祉法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）が令和 7 年 10 月 1 日に施行されたため、千代田区保育施設等運営基準条例、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

（1）児童福祉法第 33 条の 10 の引用

千代田区保育施設等運営基準条例第 25 条、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例第 12 条、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 13 条において、児童福祉法第 33 条の 10 の引用をしているが、改正後の児童福祉法では現行の条項数と差異が生じたために、文言を改正する必要がある。

（2）千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例第 17 条第 2 項

国基準の改正によって、母子保健法に基づいた区市町村による乳幼児の健康診査が行われた場合であって、その診査内容が家庭的保育事業等の実施する利用開始時、定期、臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合、当該健康診断等の全部又は一部を行わないことができる規程が追加された。

児童福祉法第 34 条の 16 第 2 項に定める事項については、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例を国基準に従い定めるものとしているため、国基準の改正に伴い条例を見直す必要がある。

3 改正予定条例

千代田区保育施設等運営基準条例

千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例

千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

千代田区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要について

1 趣旨・経緯

国が令和 5 年 12 月に閣議決定した「こども未来戦略」により、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方及びライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とし、令和 8 年度より、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が実施されることになった。

それに伴い、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 47 号）により、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設された。

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 54 条の 3において準用する法第 46 条第 2 項により、特定乳児等通園支援事業所は、市町村の条例で定める基準に従うこととされている。また、同条第 3 項の規定に基づき、国から乳児等通園支援事業の運営に関する基準が公布される見込み。この基準を踏まえ、区として条例を制定する。

※内閣府令案が 10 月 15 日に示されたため、このタイミングでの条例案の上程となった。

2 事業概要

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」とは、生後 0 歳 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる制度である。

千代田区では、令和 8 年 1 月より試行的事業を開始し、令和 8 年 4 月より子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として事業を実施予定。

◆令和 8 年度千代田区こども誰でも通園事業概要

開始時期	令和 8 年 4 月
利用対象者	0 歳 6 か月～満 3 歳未満で保育所等に通っていない子ども
利用時間	月一定時間（10 時間）までの利用可能枠の中で、時間単位で利用
利用料	無料
利用方法（予約等）	国の総合支援システムを活用

3 条例制定等

令和 7 年第 4 回区議会定例会に議案を提出予定

病児保育事業について

1 概要

病気の回復期に至らない乳幼児で保育所等における集団保育を受けることが困難な場合に当該乳幼児の保育を実施する施設として、令和5年度実施の千代田区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果からも病児保育室のニーズが高く、事業の拡充が求められている。

そのため、区では、施設整備を行う事業者に対し整備費等の支援など様々な手法により、病児保育室の整備の促進を図っている。

現在、区内病児保育室は麹町区域に 1 施設（のびすこキッズケア：利用定員3名）整備している。

2 新規病児保育室の整備（予定）

設置場所：神田区域において 1 施設（診療所併設型病児保育室）

開設時期：令和8年4月

工事期間：令和8年2月～3月

設置手法：民設民営（病児・病後児保育施設の開設等に要する経費は補助金を交付し、運営に関わる費用は委託費により支出する。）

千代田区立子ども発達センターにおける個人情報の漏えいについて

千代田区立子ども発達センター（区委託事業者：特定非営利活動法人子どもの発達療育研究所、以下「委託事業者」）において、個人情報の漏えいが発生した。

1 概要

利用者（1名）からの問い合わせに対し、委託事業者が情報提供を行った際、誤って個人情報を含むデータを送付していたことが判明した。

（1） 判明時期 令和 7 年 11 月 5 日

（2） 漏えいした個人情報

- ・個人情報 子ども発達センター利用登録者的一部
- ・件 数 150 件
- ・デ ー タ 申請日、児童氏名、フリガナ、性別、生年月日、学年、保護者名、利用プログラム

2 経緯

情報開示の請求に基づき、本年 8 月に 2 度にわたり情報を提供した利用者から、委託事業者に対し「送付を受けたデータの中に個人情報が含まれている」との指摘があり、委託事業者が確認したところ、個人情報が含まれていることが判明し、その後、委託事業者から千代田区立児童・家庭支援センターに報告があった。

3 情報漏えい判明後の対応

判明後、委託事業者から利用者にデータの削除を依頼し、区教育委員会事務局が利用者に直接謝罪を行った。

また、データに含まれていた対象者には個別に連絡し、謝罪を行っている。

4 原因

委託事業者がデータを送付するにあたり、情報開示請求を受けたことについて、区に連絡する等の適切な手続きを行わず、また、個人情報が含まれていることを確認せずに利用者にメールを送付した。

5 再発防止策

委託事業者の個人情報の適切な取り扱いや、区の監督体制を改めて検証し、早急に再発防止の徹底を図り、区民への信頼回復に努める。

(仮称) 四番町公共施設新築工事について

1 工事概要

- ・工事場所 千代田区四番町 1、11
- ・敷地面積 3,292.09 m²
- ・延べ面積 11,929.45 m²
- ・構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
(免震構造)、地上 12 階地下 1 階
- ・用 途 四番町保育園、四番町児童館、
四番町図書館、区営住宅、
職員住宅、区民集会室、
防災備蓄倉庫
- ・工事工期 令和 2 年 3 月 13 日から
令和 9 年 2 月 26 日限り



2 工事請負者及び工事金額

・建築工事	大成・本間組建設共同企業体	9,169,514,412 円
・電気工事	サンテック・千陽建設共同企業体	855,514,000 円
・空調工事	一工・丹野建設共同企業体	683,980,000 円
・給排水工事	金澤・武蔵野建設共同企業体	583,858,000 円
・昇降機工事	日本エレベーター製造株式会社	100,617,000 円
		<u>計 11,393,483,412 円</u>

3 これまでの契約変更の概要

(1) 第1回契約変更 令和 2 年 8 月 5 日

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による麹町仮住宅の工期延長
(令和 6 年 10 月 31 日限り→令和 7 年 3 月 31 日限り : 5か月の工期延長)

(2) 第2回契約変更 令和 3 年 12 月 10 日

- ・入居者の移転期間延長及び既存建物解体工事アスベスト除去追加に伴う工期延長
(令和 7 年 3 月 31 日限り→令和 8 年 8 月 14 日限り : 16.5 か月の工期延長)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

(3) 第3回契約変更 令和 5 年 12 月 13 日 (建築工事のみ)

- ・インフレスライド (工事請負契約約款第 24 条第 6 項) の対応及び施工方法等の変更

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

(4) 第4回契約変更 令和6年12月4日（建築）

第3回契約変更 令和6年12月4日（電気・給排水）、令和6年12月5日（昇降機）

令和7年3月26日（空調）

・建設業における「働き方改革関連法」施行による時間外労働の上限規制に伴う工期延長

（令和8年8月14日限り→令和9年2月26日限り：6.5か月の工期延長）

・インフレスライド（工事請負契約約款第24条第6項）の対応及び設計変更

・工期延長による共通費の増額

4 工事の進捗状況

・躯体工事中（10月時点では主に3階の柱・壁・梁部分を施工中）



« 3階躯体工事状況 »



« 全体写真（航空写真） »

5 本年度中に必要な対応

(1) インフレスライドの対応（建築・電気・空調・給排水工事）

前回のインフレスライド適用以降の賃金等の変動に対し適用※

※いずれも既済部分に相応する契約金額を控除した額

6 今後のスケジュール

(1) 令和7年第4回定例会：補正予算議案（債務負担行為の追加）

(2) 令和8年第1回定例会：契約変更議案（第5回契約変更）